

乗鞍岳火山防災避難計画

令和7年2月12日版

乗鞍岳火山防災協議会

内容

1 計画の基本的事項	1
1.1 避難計画の作成趣旨	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	2
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定	3
(1) 乗鞍岳の形成史	3
(2) 最近1万年間の噴火履歴	4
(3) 監視観測体制等	5
(4) 避難計画で対象とする火山現象と影響範囲	6
1.3 避難計画の基本的事項	16
(1) 噴火警戒レベルに応じた影響範囲と避難対象範囲	16
(2) 噴火警戒レベルに応じた避難の基本の方針	19
2 事前対策	21
2.1 防災体制の構築	21
(1) 協議会の構成機関の役割	21
(2) 噴火警戒レベルと防災対応の整理	22
(3) 広域一時滞在の体制構築	22
2.2 情報伝達体制の構築	23
(1) 火山に関する予報・警報・情報	23
(2) 協議会の構成機関における情報伝達・共有	23
(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段	23
(4) 異常現象等の報告等	23
2.3 避難のための事前対策	24
(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準	24
(2) 指定緊急避難場所の指定	25
(3) 指定避難所の指定	25
(4) 避難手段の確保	25
2.4 救助体制の構築	26
(1) 救助に関する情報共有体制	26
(2) 医療体制	27
3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）	28
3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	28

(1) 異常現象の通報または火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	28
(2) 噴火警戒レベル2の場合	29
(3) 噴火警戒レベル3の場合	41
(4) 噴火警戒レベル4の場合	53
(5) 噴火警戒レベル5の場合	68
3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	72
(1) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）	72
(2) 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル1→4又は5）	74
3.3 広域避難	76
(1) 広域避難の判断・実施	76
(2) 避難手段の確保	76
(3) 避難先の受入準備	77
3.4 救助活動	77
(1) 救助活動の体制	77
(2) 住民等の救助活動	78
(3) 登山者等の救助活動	79
(4) 医療活動	79
3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域	79
3.6 報道機関への対応	79
4 緊急フェーズ後の対応	81
4.1 避難の長期化に備えた対策	81
4.2 火山活動沈静化後における地域産業への対策	81
4.3 避難指示の解除、一時立入等の対応	81
(1) 避難指示解除について	81
(2) 規制範囲の縮小又は解除	81
(3) 一時立入について	82
5 平常時からの防災啓発と訓練	83
5.1 防災啓発と学校での防災教育	83
(1) 住民・登山者等への防災啓発	83
(2) 学校での防災教育	83
5.2 防災訓練	83

【巻末資料】

1 情報伝達系統図	84
2 用語集	86
3 山頂付近における噴火時避難方向の考え方	90
4 規制表示	91
5 防災対応図	99

<改訂履歴>

- 平成31年2月22日より施行
- 令和2年2月3日より施行
- 令和4年3月14日より施行
- 令和5年2月15日より施行
- 令和6年1月26日より施行
- 令和7年2月12日より施行

1 計画の基本的事項

1.1 避難計画の作成趣旨

(1) 計画の目的

乗鞍岳は、平成15年からマイカー規制されているものの、標高2702mの畠平まで、岐阜県側の乗鞍スカイラインと長野県側の乗鞍エコーラインで路線バスが運行されており、本計画の想定火口※内に位置する標高3026mの剣ヶ峰をはじめとする山頂部に手軽にアプローチできることから、老若男女の登山者・観光客にたいへん人気の活火山である。畠平にはバスター・ミナルのほか、宿泊施設や土産物店、郵便局、管理施設等がある。こうした背景から火山防災の観点では、特に、夏場の観光シーズンには山頂部に多くの登山者・観光客が訪れるに十分留意する必要がある。

火山災害の要因には、噴石、火碎流や火碎サージ（以下総称して「火碎流」という。）、融雪型火山泥流、溶岩流、火山灰（降灰）及び火山ガス等がある。特に、大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流は、噴火に伴って発生し、避難できる時間が短く、生命に対する危険性が高いため、防災対策上重要度の高い火山現象として位置付けられており、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要である。しかし、乗鞍岳では近年の火山活動は静穏で火山活動の観測実績も乏しいことから、火山現象をもたらす噴火の兆候や噴火に至るまでの火山活動の時間的推移、噴火の規模・発生する現象等をあらかじめ予見することはきわめて難しい。混乱なく迅速な避難を実施するためには噴火警戒レベルに応じた防災対応や関係機関の役割分担等を、避難計画としてあらかじめ具体的に定めておくことがたいへん重要となる。

本計画の目的は、乗鞍岳の火山活動が活発化した場合において、岐阜・長野両県に跨る乗鞍岳火山防災協議会を構成する火山専門家、関係機関が連携・協力して、登山者・観光客及び住民の安全を確保し、円滑な避難対応等に資することである。

なお、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、火山災害をできる限り軽減（減災）するために、国及び両県の砂防部局が実施するハード対策及びソフト対策からなる緊急対策については、乗鞍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会（事務局：松本砂防事務所）で別途検討が進められている。

※本計画では、最近1万年以内に活動したことが分かっている剣ヶ峰周辺を想定火口としている（1.2(4)参照）。



(2) 計画の位置付け

本計画は、活動火山対策特別措置法第4条で設置が義務付けられた乗鞍岳火山防災協議会において、乗鞍岳の地域特性や火山活動の特徴を踏まえた具体的で実践的な避難計画を目指し、構成機関が協議の上、策定したものである。岐阜・長野両県、岐阜県高山市、長野県松本市は、同法第5条、第6条に基づき、本計画の必要事項を地域防災計画に反映するなどして、実効性のある乗鞍岳の火山防災対策の推進を図るものとする。

なお、本計画は、現時点で考えられる噴火シナリオに基づき、火山活動に関わる情報伝達、関係機関相互の情報共有、関係機関の役割分担等の避難に関する基本的な事項について示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることとする。

1.2 火山現象と影響範囲に関する想定

(1) 乗鞍岳の形成史

乗鞍岳は岐阜・長野県境に位置する活火山である。ほぼ南北に連なる基盤岩の高まりに沿って複数の火山体が並ぶ複合成層火山体である。山頂部が 6.5km にも及び、剣ヶ峰を主峰とする 23 の峰を擁する、東西 30km にもおよぶ巨大な複合成層火山体の総称である。

噴出物は溶岩流を主体としており、火碎物を大量に噴出している近隣の活火山の焼岳や御嶽山と異なる。岩質は安山岩～デイサイトである。

乗鞍岳の西麓の約 3000ha ほどの広大な森林帯は五色ヶ原の森と呼ばれ、溶岩台地周辺の地形に池、湿原、滝などが点在し、多くの貴重な自然が残されている。一般の入山が規制されておりガイド付きの案内でのみ入山可能である。また、乗鞍岳の東麓に広がる溶岩流の平原は、乗鞍高原と呼ばれ、三本滝、牛留池、湿原など景観に恵まれている。

中野ほか（1995）によると、乗鞍火山は、古いものから千町火山体、烏帽子火山体、高天ヶ原火山体、四ツ岳火山体、恵比須火山体、権現池火山体で構成されている。

千町火山体は古期乗鞍火山として、128～86 万年前に乗鞍岳南部で溶岩流を噴出していた。その後、約 50 万年の休止期間をおいて、32 万年前から新期乗鞍火山の活動が始まった。新期乗鞍火山は、北部で溶岩流を噴出した烏帽子火山体（32～12 万年前）、10 万年前頃から南部で溶岩流や火碎流を噴出した高天ヶ原火山体、その後崩壊した烏帽子火山体から溶岩流及び溶岩ドームを噴出した四ツ岳火山体（4 万年前頃）、恵比須火山体（2 万年前頃）、現在の権現池付近で溶岩流を噴出した権現池火山体（剣ヶ峰を含む）で構成されている（中野ほか、1995：中野、1998）。

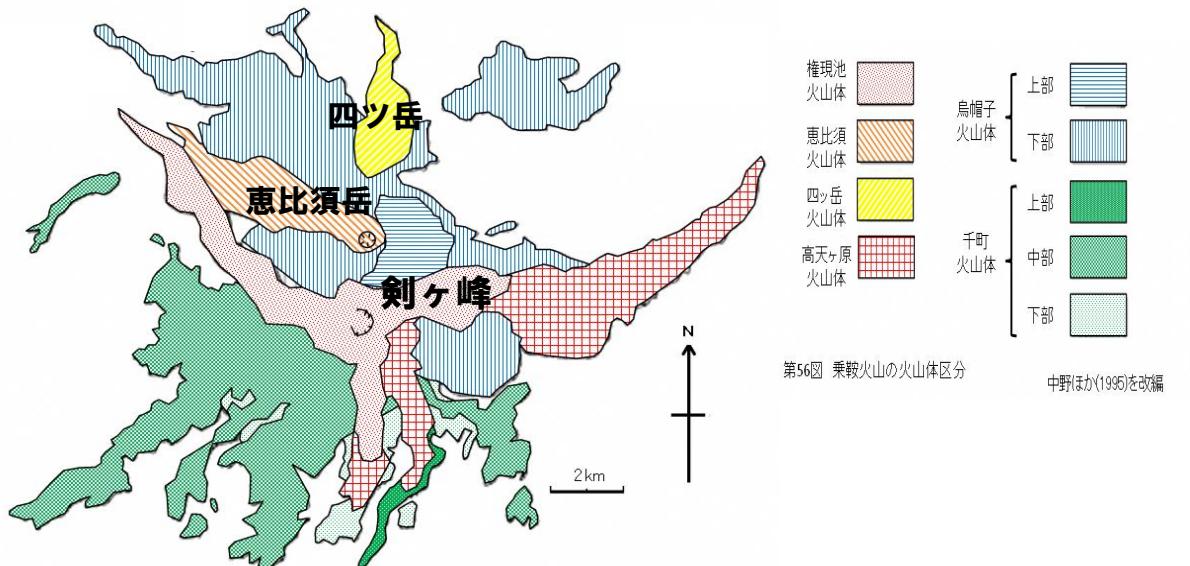


図 1-1 乗鞍岳周辺の地質図 (中野ほか(1995)を改編)

(2) 最近1万年間の噴火履歴

既往研究および乗鞍岳火山ハザードマップ等作成事業（平成28年度に乗鞍岳火山防災協議会実施）により、乗鞍岳の過去1万年間の噴火履歴が次のとおり明らかとなっている。

- 乗鞍岳で過去1万年間に活動した火口は剣ヶ峰・権現池付近で、約9600年前に「剣ヶ峰火山砂(テフラ)」を放出したマグマ噴火以降、少なくとも計14回の噴火（マグマ噴火：2回、水蒸気噴火：少なくとも12回^{※1}）があったことが明らかになった。
※1：水蒸気噴火としている12回のうち、1回はマグマ噴火であった可能性がある。
- マグマ噴火は、約9600年前と約9200年前に発生し、いずれも溶岩流を伴った可能性がある。
- 約9600年前に噴火した「剣ヶ峰火山砂（テフラ）」は、粘土質火山灰層が堆積していることから、噴火活動の開始時は水蒸気噴火で、その後、マグマ噴火に移行し、火山砂で構成される粗粒な火山灰層が堆積したと推察される^{※2}。
※2：奥野ほか（1994）では、本テフラ層は剣ヶ峰溶岩の流出に伴い形成されたとしているが、今回の現地調査では、この考え方を補強、あるいは否定する知見は得られなかった。
- 約9200年前に噴出した「位ヶ原テフラ」は、活動の初期に既存の山体を吹き飛ばすような、水蒸気噴火が発生し、粘土質の火山灰層やラピリ層が堆積した。その後、マグマ噴火が発生し、このタイミングで沢沿いを流れる火碎流（スコリア流）の発生とスコリアの落下があったと考えられる。なお、この活動中に、剣ヶ峰の西方に岩井谷溶岩が流下したとも考えられている（尾関ほか、1997）。
- 九州・薩摩半島の南に位置する鬼界カルデラの噴火（約7300年前）で堆積した火山灰（東北地方まで広く分布）より上位に位置する、すなわち7300年前より新しい時期に火山灰を堆積させる噴火イベントは少なくとも9回あったことが明らかとなった。また、水蒸気噴火によると考えられる火山灰の直下の土壤年代を測定した結果、約3000年前、約3500年前頃に乗鞍岳で複数回の噴火が発生していたことが明らかになった。いずれも水蒸気噴火による火山灰であると考えられる。しかし、9回の噴火イベントのうち1回のイベントの火山灰については、ややガラス質であり、マグマが関与した噴火であった可能性がある。
- 堆積物から、最近1万年間の平均噴火間隔は、約700～800年程度であり、最新の噴火は約500年前である。

【参考】

これまで乗鞍岳の最新噴火と考えられてきた約2000年前の恵比須岳噴火については、年代や溶岩流の規模等に関して専門家から要調査との指摘がなされていたことから、乗鞍岳火山防災協議会では、平成28年度に「乗鞍岳火山ハザードマップ等作成事業」として現地調査等を実施し、上記のような最新の知見を明らかにした。本避難計画は、この「乗鞍岳火山ハザードマップ等作成事業」の成果に基づき作成したものである。

なお、明和2年（1765年）に噴火したと記された配布物等があるが、この記録は、出典が不明で、元々は山崩れの記録であり、噴火の記録とはいえない。しかし、同じ江戸時代に書かれた飛州志によれば、山頂周辺で「目が痛くなるほど臭気が甚だしい」状況が記されている。当時は現在と異なり火山ガスの放出があったことが推察され、現在より火山活動が活発であったと考えられる。

(3) 監視観測体制等

現在、乗鞍岳とその周辺には、噴火の前兆を検知し噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS^{※3}、監視カメラの火山観測施設を整備し、火山活動を24時間体制で常時監視・観測している。

気象庁の他にも大学等研究機関、国土地理院により各種の観測施設が設置され、調査・研究、地殻変動の観測等を行っているほか、一部のデータは気象庁の火山監視に活用されている。

※3 GNSS (Global Navigation Satellite System) とはGPSをはじめとする衛星測位システム全般を示す呼称。

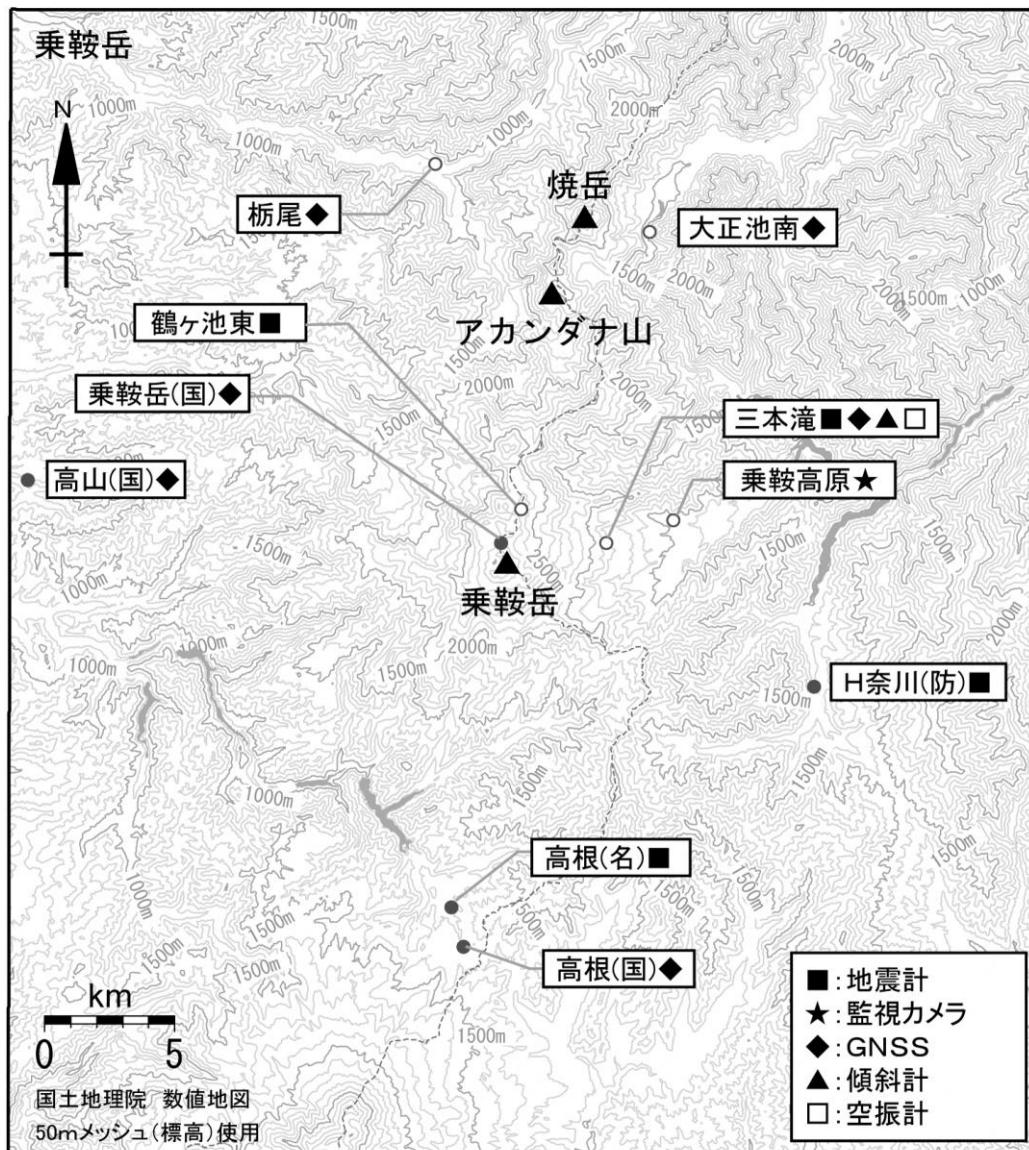


図 1 - 2 乗鞍岳観測点配置図

(気象庁ホームページより 2018年10月現在)

(4) 避難計画で対象とする火山現象と影響範囲

ア 噴火シナリオ

(ア) 噴火シナリオの概要

乗鞍岳の最近1万年間の噴火活動は、水蒸気噴火のみで終了する活動と、水蒸気噴火からマグマ噴火に移行する活動に大別される。乗鞍岳のように休止期が長い火山では、突然マグマ噴火が発生することは稀なため、噴火活動の開始は水蒸気噴火で始まることを基本とした。また、マグマ噴火のシナリオについては、最近1万年間の噴火実績を基本とし、類似事例で補完した。

なお、融雪型火山泥流については、過去の実績は確認されていないが、積雪期に火口噴出型泥流や火碎流が発生すると、防災上注意が必要な規模のものが発生する可能性があるため記述した。

また、噴火に伴う主な現象の想定規模は乗鞍岳における最近1万年間の噴火実績の最大値を元に想定している。

(イ) 想定火口域

乗鞍岳については、少なくとも過去100万年以上にわたり複数の異なる火口での噴火の歴史があり、全ての火口を将来噴火する可能性のある「想定火口域」とみなすと広大なエリアに及ぶことから、活火山の定義となっている概ね過去1万年以内（以下「最近1万年」という）に噴火した火口を特定し、これらの火口の位置をもとに「想定火口域」を設定する。

乗鞍岳は火口が移動することが特徴である。また、乗鞍岳で最近1万年に少なくとも計14回の噴火があったとされ、その大部分（12回程度）が水蒸気噴火であったと考えられる。水蒸気噴火は噴火のたびに新たに火口を形成することが多いことから、ある程度の範囲を想定火口として設定する必要がある。

平成28年度の現地調査（乗鞍岳火山防災協議会）の結果等から、最近1万年間で噴火実績のある火口は、「剣ヶ峰・権現池付近」に分布することが判明したことを踏まえ、単純に火口範囲だけではなく、抽出した火口地形（図1-3）が、すべて含まれる等密度線（火口形成領域）をカーネル密度推定法により解析し（図1-4）、火口出現可能性範囲を確率的に算出する手法を用いて、『権現池付近を中心とする長径1700m、短径1500mの範囲（図1-5）』を、乗鞍岳における『想定火口域』として設定する^{※4}。

※4：恵比須岳については、その活動履歴が最近1万年より古い可能性が高く、剣ヶ峰に比べて噴火する可能性が低いことから、当面は想定火口としない。今後新たな知見等の蓄積などに応じて対応を検討することとする。

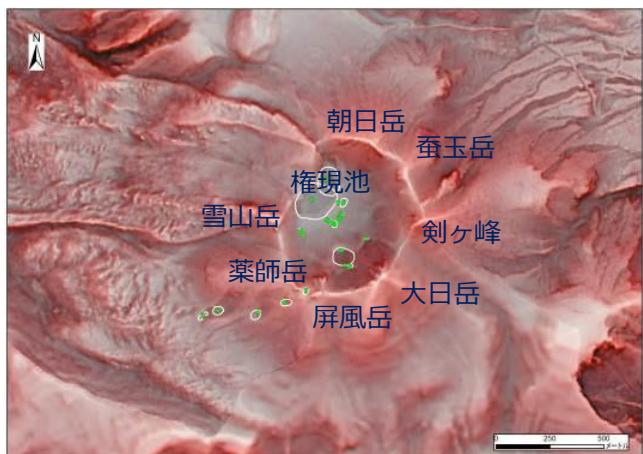


図 1-3

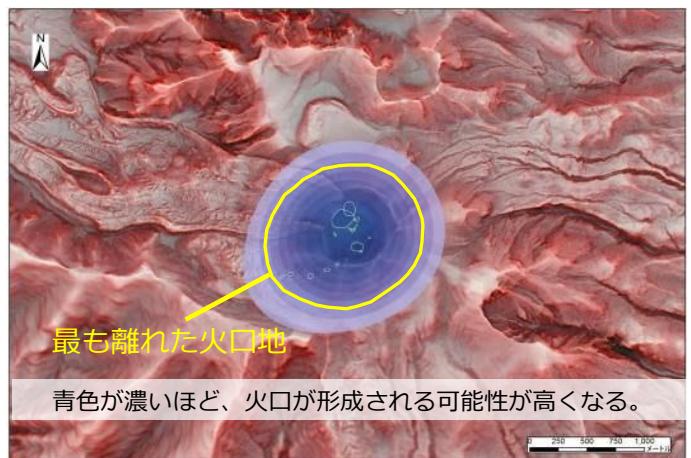


図 1-4

抽出した権現池周辺の火口地形と火口の分布 剣ヶ峰周辺の火口地形のカーネル密度分布解析結果

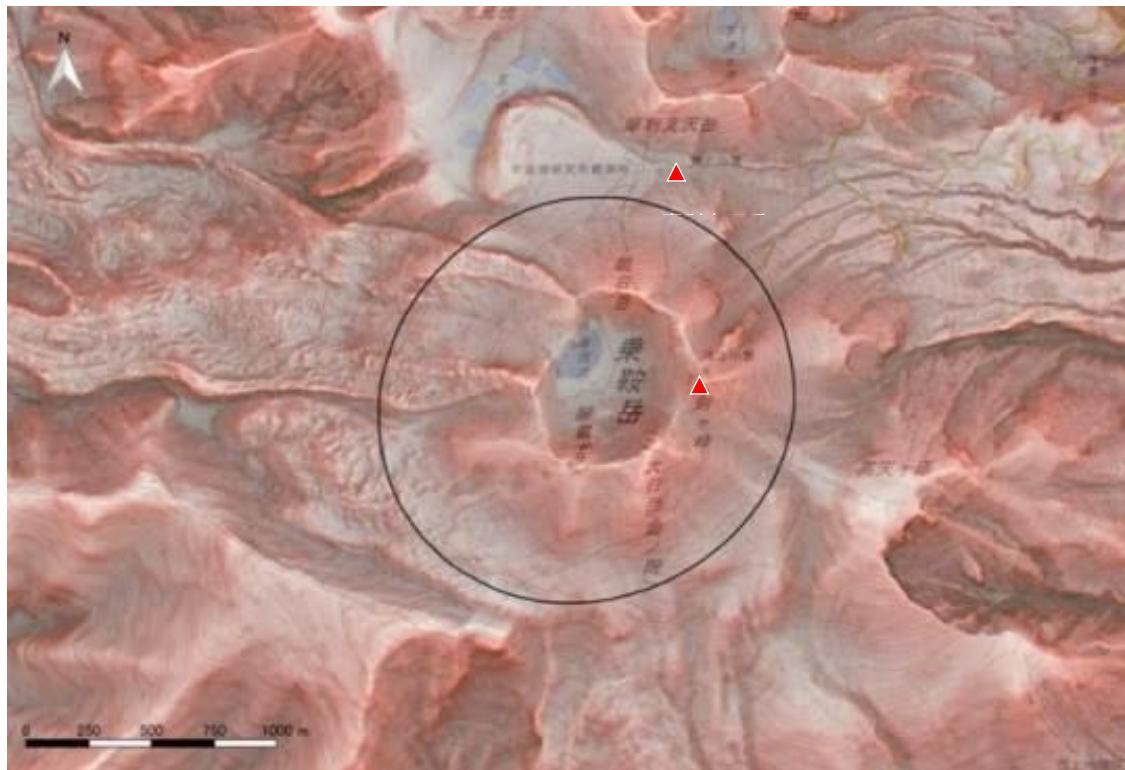


図 1-5 想定火口域（図中実線内）

※図 1-3、図 1-4

【乗鞍岳火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成検討報告書より（H29.2 国土交通省 松本砂防事務所）】

※図 1-5

【地理院地図タイルを背景に使用しています】

【乗鞍岳火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成検討報告書より（H29.2 国土交通省 松本砂防事務所）】

(ウ) 噴火様式と噴火に伴う現象

噴火様式と噴火に伴う現象等について、噴火推移系統樹に整理して図1-6に示す。どのような火山現象が、どのような推移、時間スケールで発生するのかなど、乗鞍岳における火山活動の詳細は明確になっていないため、防災対応に資するだけの正確な時間軸を決定し、かつ噴火警戒レベル（以下「レベル」という。）に沿わせることは、困難であるが、想定される「噴火推移系統樹」は次のとおりである。

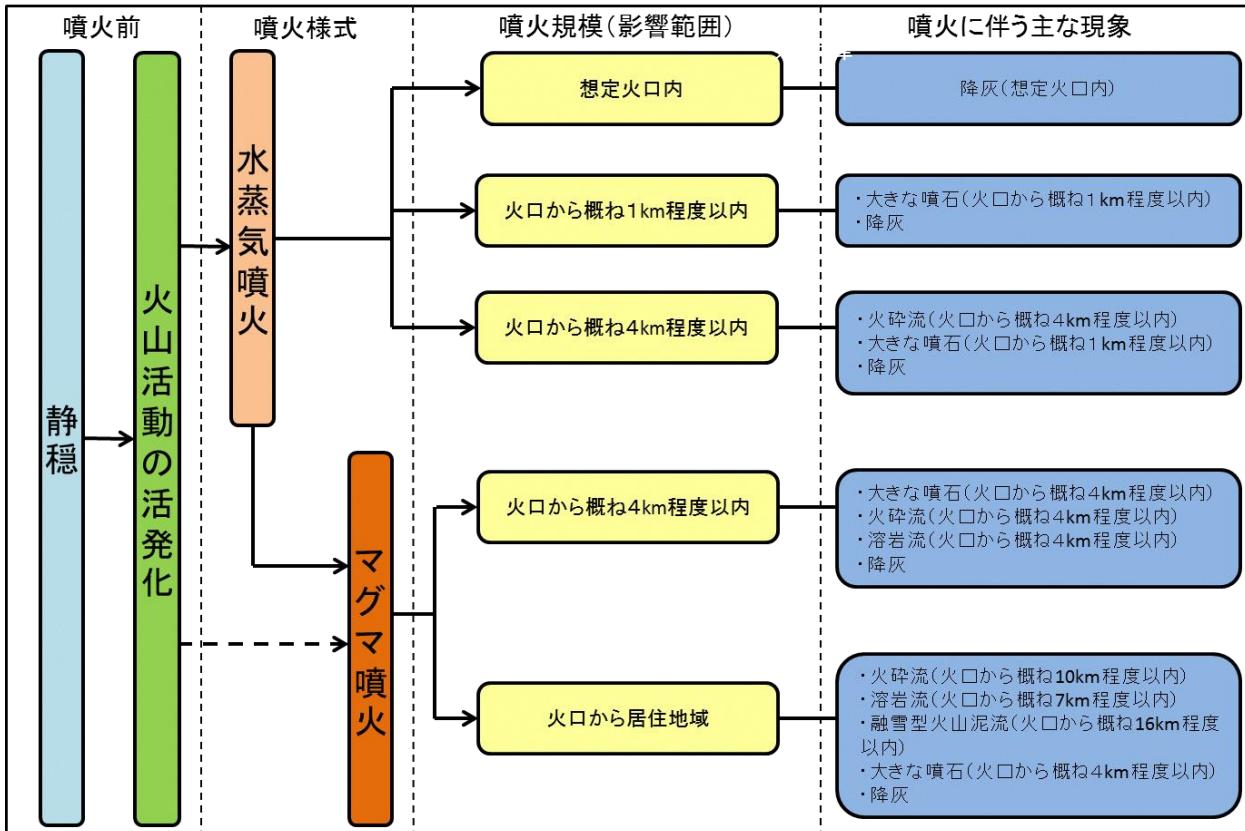


図1-6 噴火推移系統樹

- ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- これは一つの想定であり、必ずしも起こり得るすべての現象やその推移を網羅したものではない。
- 火口噴出型泥流については、乗鞍岳の過去の活動では、その発生は確認されていない。しかし御嶽山などの噴火時には発生したことが知られており、また乗鞍岳の山頂付近には火口湖があることなどから乗鞍岳でも発生する可能性がある。
- 火山灰や小さな噴石は、風に乗って影響範囲を超えて広範囲に到達することがある。
- 気象的な要因に影響されるものの、降雨時には噴火に伴う堆積物による土石流・泥流が発生する恐れがある。
- 火山活動の経過は必ずしも図のとおりに推移するとは限らず、レベルの数値が順番を超えて（例えはレベル1から3に）上がる場合もあることに留意する必要がある。

(工) 想定する火山現象の影響範囲

本避難計画では、火山現象の影響範囲として、乗鞍岳における最近1万年間の最大規模の噴火に伴う影響範囲を想定した。図1-8に、最近1万年間の最大規模の噴火を想定した火山ハザードマップを示す。

○ 影響範囲の概要

【噴石】

- ・火山防災マップ作成指針（平成25年3月、内閣府ほか）の手法（弾道計算）により、噴石の粒径を0.5mおよび1.5m、噴出初速度を100m/sおよび250m/sと設定し16方位における噴石弾道計算を行い、噴石到達距離がそれぞれ540～760m、2980～3800mであるため、剣ヶ峰想定火口からそれらを包括する1km線（水蒸気噴火時）および4km線（マグマ噴火時）を噴石の到達範囲として設定した。

【溶岩流】

- ・1億m³（100m³/s）の溶岩流が流下した場合、ほとんどの場合、居住地域（3.1（4）参照）まで達しない。しかし、火口南西側の地形障壁を乗り越えて南西方向の谷に溶岩流が流れ下った場合、岐阜県高山市高根町黍生方面は溶岩流が流下する可能性がある。

【火碎流】

- ・200万m³の火碎流が流下した場合、南側で居住地域が被災する可能性がある。また、東方向は、火碎流は到達していないが、規模や流路の変更等により被災する可能性がある。

【融雪型火山泥流】

- ・火碎流200万m³の流下に伴って融雪型火山泥流が発生し流下すると、谷沿いを流下することが想定されるが、河床との比高差が小さい避難路となる道路では被災する可能性がある。

【降灰】

- ・現地調査による噴出物の分布から、過去の噴火で乗鞍岳東麓へ降灰の影響があったと考えられる位ヶ原スコリア層について、風向によっては、乗鞍岳全周の全ての方向に降灰の影響が及ぶと想定して、10cmの等層厚線端までを一つの円の半径とし、降灰の影響範囲を描いた。

【留意点】

これらの影響範囲はあくまで、

- ①一定条件化での数値シミュレーション計算に基づく影響範囲の推定結果であること。
- ②実際の地形ではなく、メッシュを一定面積に平均化した数値地形を用いていることから、メッシュサイズよりも小さい地形は表現できていないこと。

に留意する必要がある。

○ 火山ハザードマップ作成条件

乗鞍岳火山ハザードマップ（以下、「火山ハザードマップ」という。）は、表1-1の条件で作成したもので、溶岩流、火碎流の数値シミュレーションの計算開始点を図1-7に示す。

火山ハザードマップに表示している火山現象の影響範囲については、

- ①すべての火山現象が同時に発生するわけではないこと。
- ②溶岩流、火碎流、融雪型火山泥流の影響範囲は、すべての計算開始位置から各火山現象で想定した規模の数値シミュレーションを行った結果を重ね合わせたものであること。

に留意する必要がある。

表1－1 火山ハザードマップの作成条件

対象	条件
火口位置	剣ヶ峰・権現池付近（図1－5参照）
溶岩流	1億m ³ 規模：9200年前の岩井谷溶岩の体積と同程度 1,000万m ³ 規模：2011年霧島山新燃岳や1986年伊豆大島の溶岩と同程度
火碎流	200万m ³ 規模：前川本谷火碎流到達点を再現できる規模 10万m ³ 規模：9,200年前の火碎流確認地点までの到達を再現できる規模 ・乗鞍岳では過去の火碎流の発生例は2つのみで、最近1万年間は、9200年前の噴火のみが知られている。つまり火碎流の発生は起こりうるが、事例が少ないため、過去の事例から最も起こりやすそうな規模などを想定することは難しい。そのため1万年以前の発生だが、過去に発生した最大規模の「前川本谷火碎流堆積物」（中野ほか、1995）の分布を再現できる規模を採用した。なお、最近1万年以内の結ういつの事例の9200年前の噴火実績を再現できるものについても参考のため掲載した。
火碎サージ	他火山の実績を参考とした火山防災マップ作成指針(平成25年3月、内閣府ほか)による作図方法で描画。火碎流到達範囲のうち、進行方向へ1km、側方に500m延伸範囲を影響範囲とした。
融雪型火山泥流	融雪水を発生させる熱源を火碎流とし、200万m ³ の各渓流への流下・到達範囲について、火碎流温度を800°Cで設定した場合の規模（積雪量は標高別に設定：剣ヶ峰山頂で3.5m、積雪密度は0.35と設定）

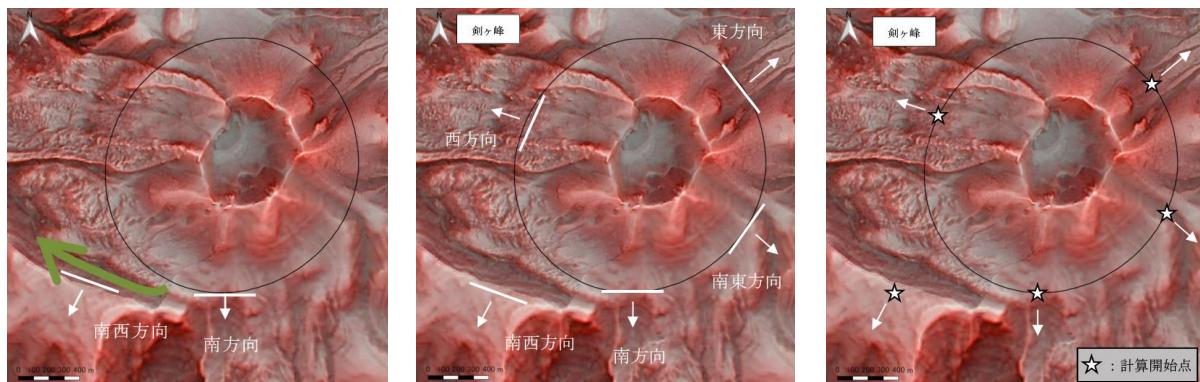


図1－7 溶岩流（中）、火碎流（右）の数値シミュレーションの計算開始位置

【乗鞍岳火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成検討報告書より（H29.2 国土交通省 松本砂防事務所）】

- ・居住地域に被害が発生しそうな流域の上流を数値シミュレーションの計算開始地点とした
- ・設定した想定火口範囲のうち、南西方向については千町溶岩が覆う古い地形が壁状に存在する。
- ・このため地形にそって流下する溶岩流や溶岩ドーム崩落型火碎流の場合は、左図の緑色で示す谷部をつたって東西へ向きを変えて流れ下る可能性が高い。
- ・ただし、その谷が埋まつたり火碎流などが谷を乗り越えたりした場合を想定して、南西方向にも流下することを想定。この想定は、他の方面への流下想定に比べて発生可能性が低いものであるため、図1-8では外縁部を破線で表現。
- ・シミュレーションは50mDEMを使用。

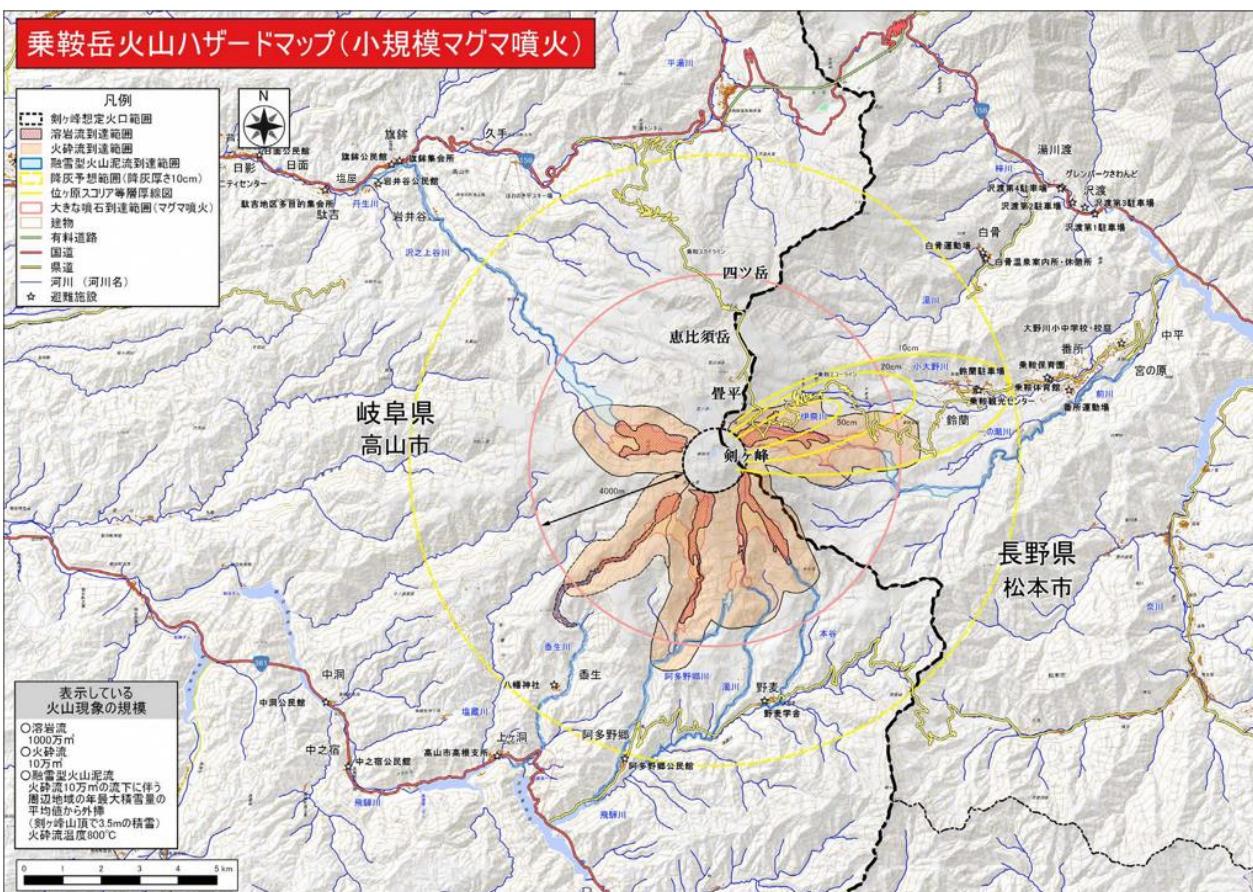
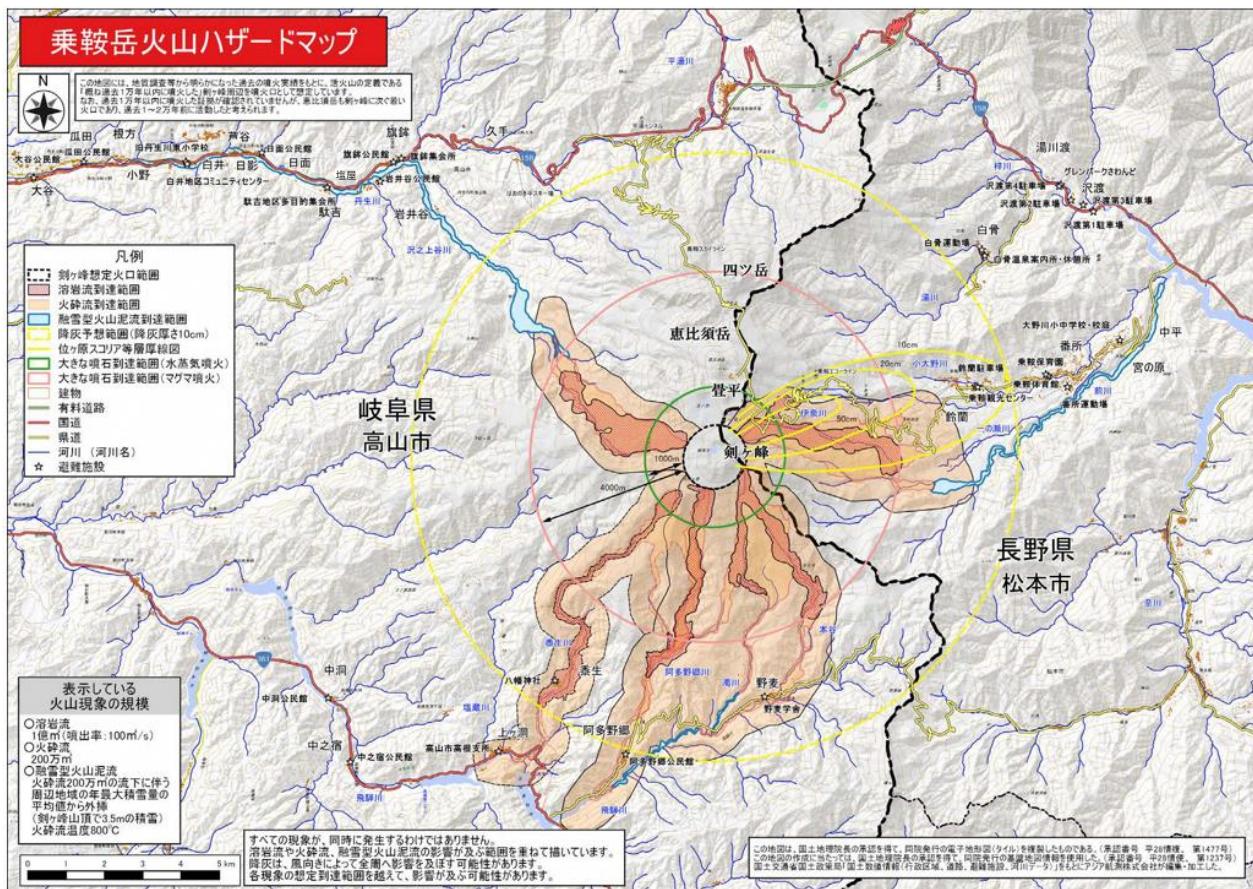


図 1-8 避難計画で想定する火山現象の影響範囲

(上段 : 200 万 m³ 規模の火碎流、1 億 m³ 規模の溶岩流、下段 : 10 万 m³ 規模の火碎流、1000 万 m³ 規模の溶岩流)

(オ) 火山活動推移について

図1-6 噴火推移系統樹に基づく火山活動推移を図1-9に示す。なお、これは一つの想定であり、必ずしも起こり得るすべての現象やその推移を網羅したものではないことに留意すること。

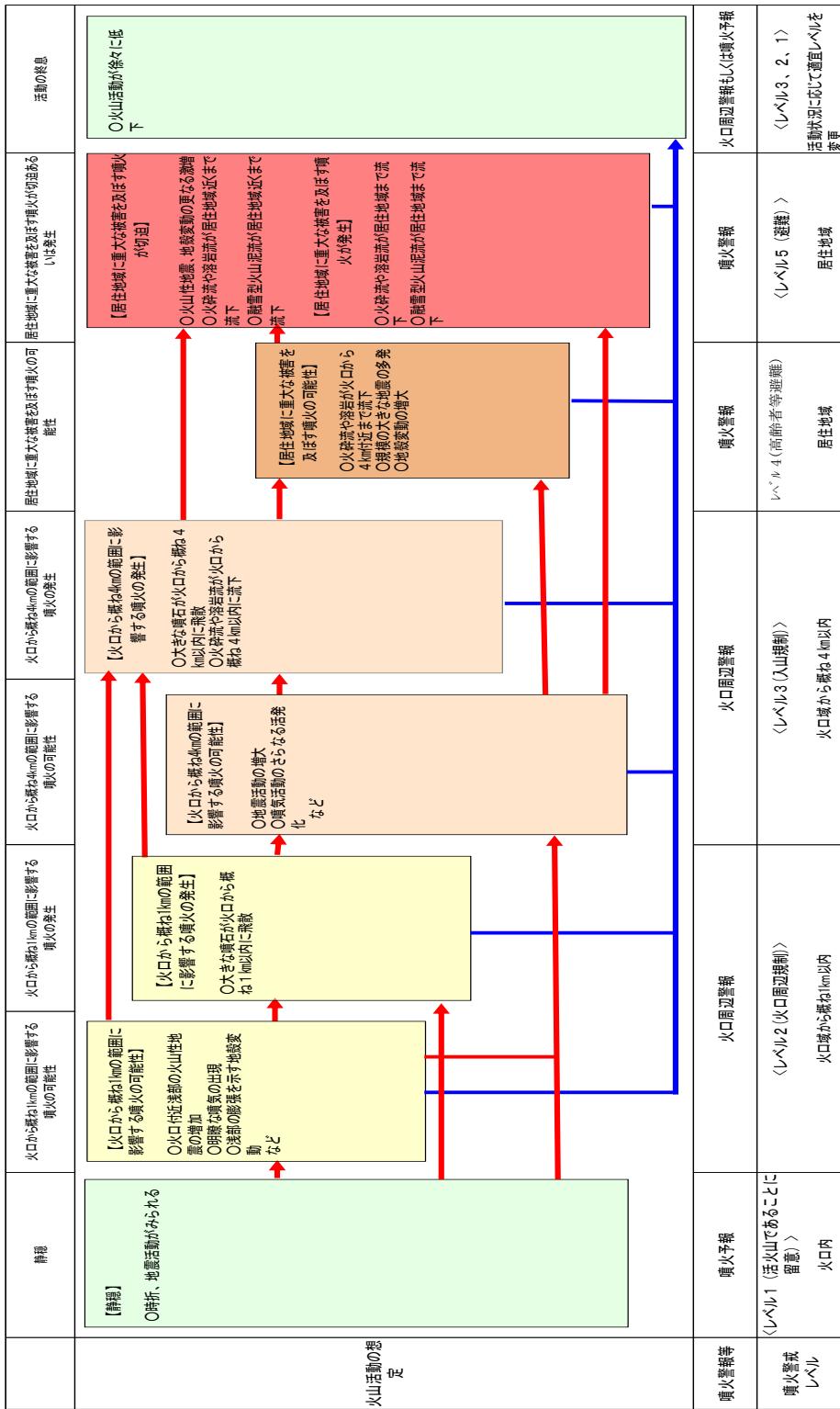


図1-9 火山活動推移

- ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けて飛散するものとする。
 - これは一つの想定であり、必ずしも起こり得るすべての現象やその推移を網羅したものではない。
 - 御嶽山などの噴火時には発生したことが知られており、また乗鞍岳の山頂付近には火口湖があることから、乗鞍岳でも発生する可能性がある。
 - 火山灰や小さな噴石は、風に乘つて影響範囲を超えて広範囲に到達することがある。
 - 気象的な要因に影響されるものの、降雨時には噴火による土石流・泥流が発生する恐れがある。
 - 火山活動の経過は必ずしも図のとおりに推移するとは限らず、レベルの数値が順番を超えて火山活動を評価し、また、防災対応の状況も踏まえて火山専門家の意見等ももとに推移する必要がある。
- ※火山活動の終息過程は不明。気象庁では、火山専門家の意見等も踏まえて火山活動を評価する必要がある。

イ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて防災機関や住民等の「とるべき防災対応」と「警戒が必要な範囲」を5段階に区分して発表する指標である。

乗鞍岳では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一緒に噴火警報・予報を発表する。市等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に入山規制や避難指示等の防災対応をとることができ、噴火災害の軽減につながることが期待される。

※噴火警戒レベルの活用にあたっては以下の点に留意する必要がある。

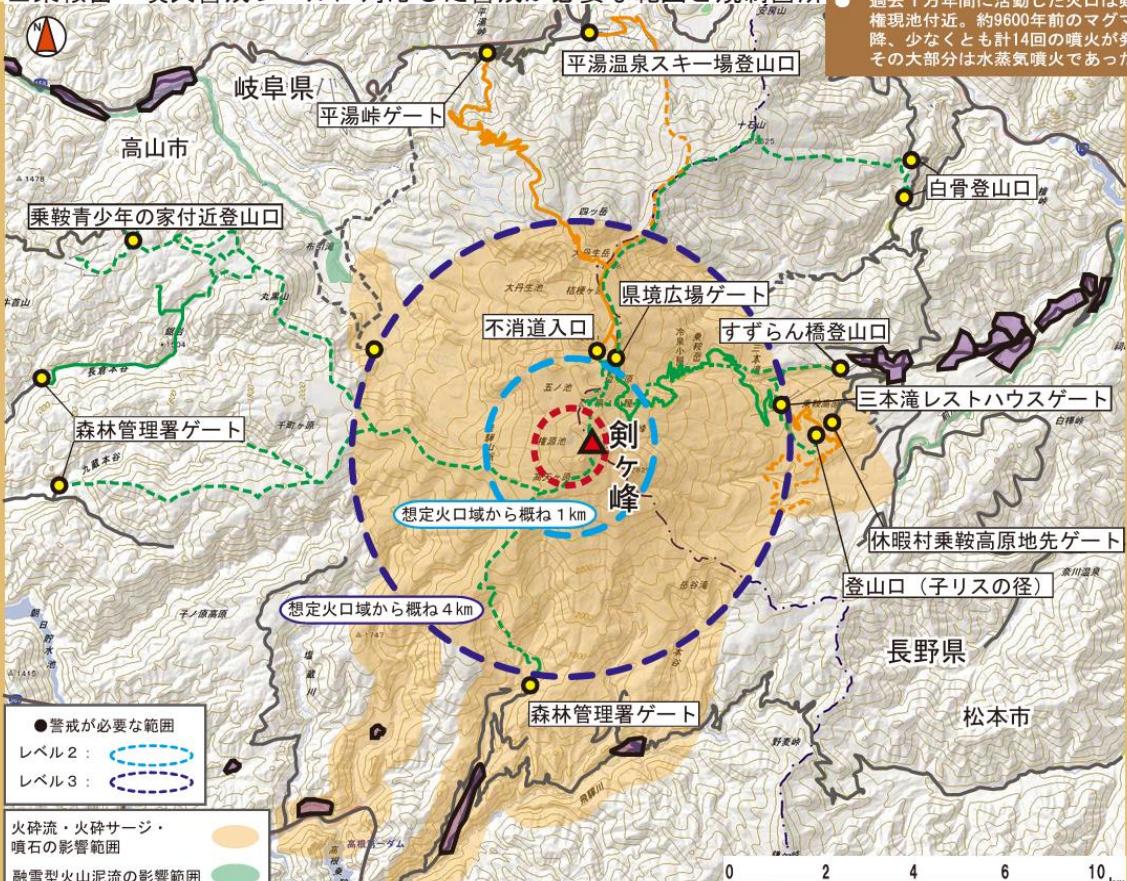
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも順番どおりになるとは限らない。（下がるときも同様）
- ・降雨時の土石流等、噴火警報の対象とならない現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも留意する。

乗鞍岳の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民、登山者等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。
- 各レベルには、とるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています。（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■乗鞍岳 噴火警戒レベルに対応した警戒が必要な範囲と規制箇所



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難。
- レベル4（高齢者等避難）：警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備。
- レベル3（入山規制）：想定火口域から概ね4kmの立入規制。
- 一般道 、登山道 は通行できません。
- レベル2（火口周辺規制）：想定火口域から概ね1kmの立入規制。
- 一般道 、登山道 は通行できません。
- レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域への立入規制等。

想定火口域： 一般道路： 居住地域：

主な規制地点： 登山道： 行政区画境界：

- この図は「乗鞍岳火山ハザードマップ」(平成29年3月)に基づき作成しています。
- 乗鞍岳の噴火警戒レベルは、乗鞍岳火山防災協議会（岐阜県高山市、長野県松本市等の地元自治体等）において作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長野県松本市、岐阜県高山市にお問い合わせください。

この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用して作成しています。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター
TEL: 03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>

■長野地方気象台 TEL: 026-232-3773
<https://www.datajma.go.jp/nagano/>

■岐阜地方気象台 TEL: 058-271-4108
<https://www.datajma.go.jp/gifu/>

図 1-10 乗鞍岳の噴火警戒レベル

表1-2 乗鞍岳の噴火警戒レベル

平成31年3月18日運用開始

乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火碎流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 <p>過去事例 約9200年前の火山碎屑物を噴出するマグマ噴火※</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火碎流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 <p>過去事例 歴史記録なし※</p>
警報	噴火警報(火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火碎流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 <p>過去事例 歴史記録なし※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生し、火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火碎流、溶岩流が流下。 <p>過去事例 歴史記録なし※</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が予想される。 <p>過去事例 歴史記録なし※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生し、火口から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散。 <p>過去事例 歴史記録なし※</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 火口とは想定火口域をいう。

※ 乗鞍岳では、地質調査により、過去1万年以内に2回のマグマ噴火、12回の水蒸気噴火があったことが判明しているが、これら噴火の規模や噴出物の分布は十分に把握されていない（平成31年3月現在）。

このレベル表は乗鞍岳火山防災協議会（岐阜県高山市、長野県松本市等の地元市町村等）と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/>

1.3 避難計画の基本的事項

(1) 噴火警戒レベルに応じた影響範囲と避難対象範囲

ア 噴火警戒レベル2

(ア) 影響範囲

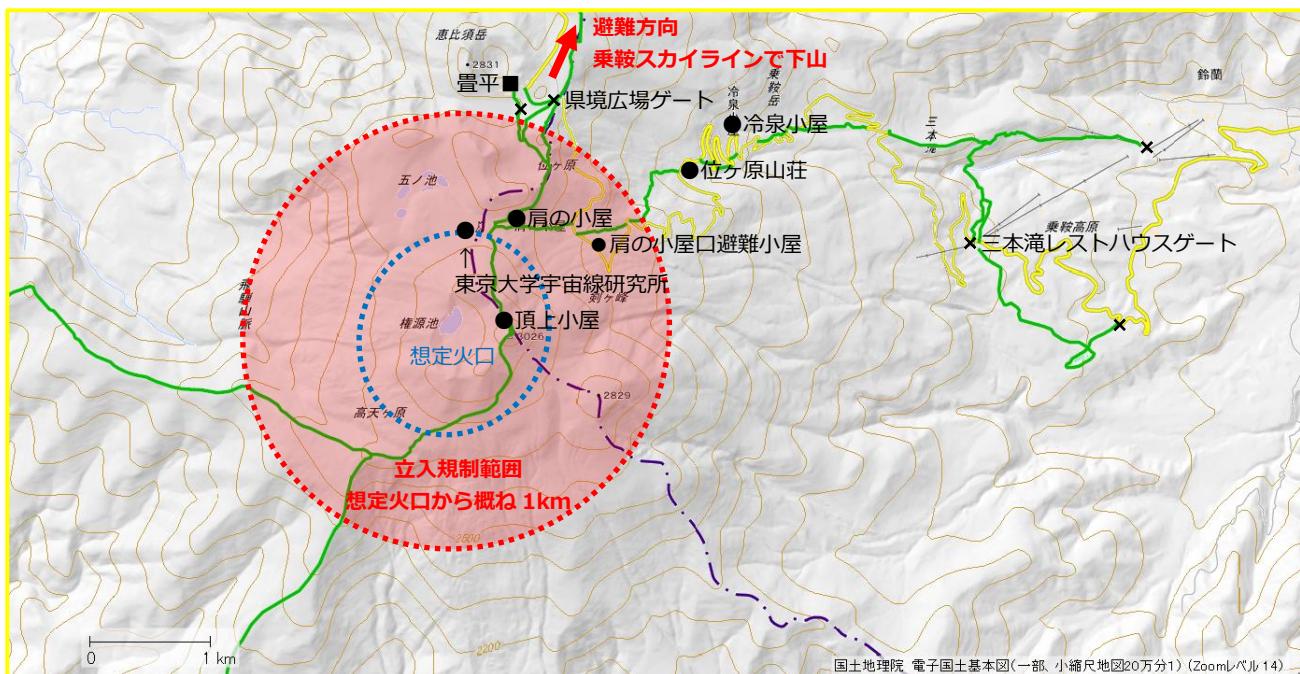


図 1-11 噴火警戒レベル2の影響範囲

(イ) 避難対象範囲

表 1 - 3 噴火警戒レベル2の避難対象施設

レベル	市町村	避難対象施設
噴火警戒レベル2	高山市	東京大学宇宙線研究所
		頂上小屋
	松本市	肩の小屋
		肩の小屋口避難小屋
		位ヶ原山荘
		冷泉小屋

イ 噴火警戒レベル3

(ア) 影響範囲

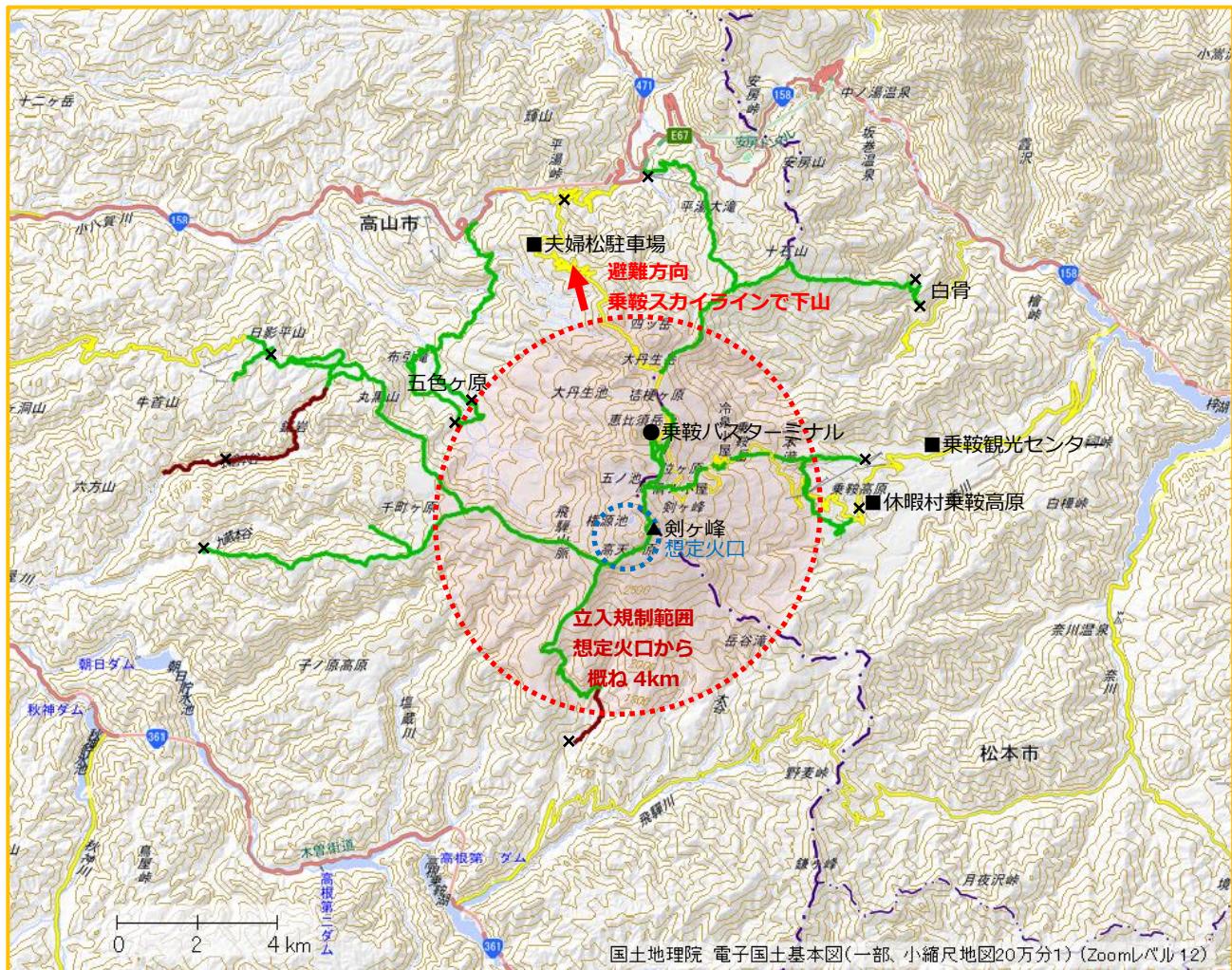


図 1-12 噴火警戒レベル3における影響範囲

(イ) 避難対象範囲

表 1-4 噴火警戒レベル3の避難対象施設

レベル	市町村	避難対象施設
噴火警戒レベル3	高山市	東京大学宇宙線研究所
		乗鞍バスターミナル
		乗鞍鶴ヶ池駐車場
		銀嶺荘
		白雲荘
		乗鞍本宮
		乗鞍山麓五色ヶ原の森
	松本市	頂上小屋
		肩の小屋
		肩の小屋口避難小屋
		位ヶ原山荘
		三本滝レストハウス
		M t . 乗鞍スキー場
		冷泉小屋

ウ 噴火警戒レベル4・5

(ア) 影響範囲

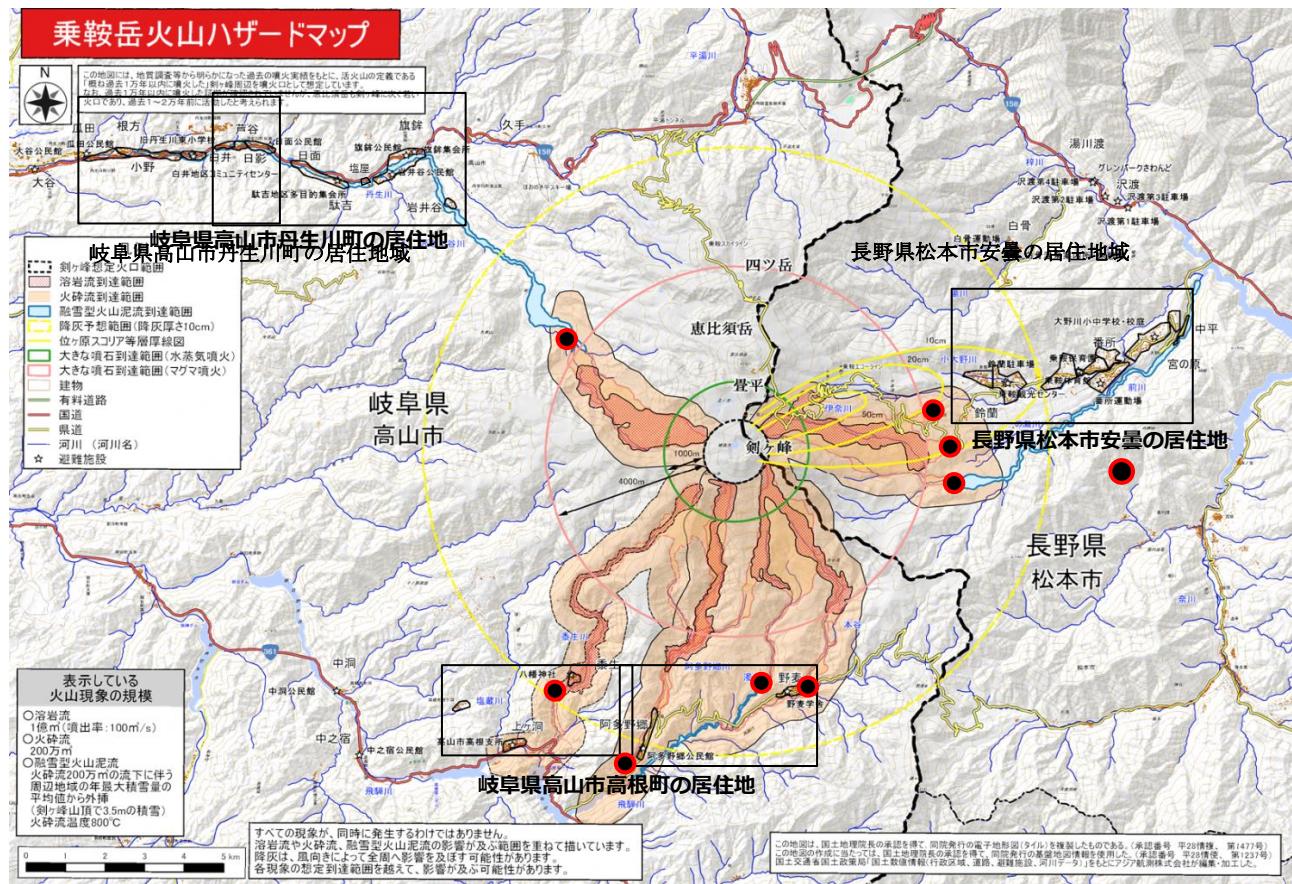


図 1-13 噴火警戒レベル4・5における影響範囲

(居住地域を地区ごとに黒線四角で囲み、詳細図を図3-16~20に示す)

※噴火と同時に火碎流が発生した場合に、約10分で到達する可能性のある位置を ●で示す。

(イ) 避難対象範囲表

表 1-5 噴火警戒レベル4・5の避難対象地域

レベル	市	避難対象地域	人口(世帯数) (H30.12.31現在)	対象現象 (想定火口域からの流下方向)
噴火警戒レベル4・5	高山市	のむぎ 高根町野麦	21(16)	火碎流(南東方向)
		あだのごう 高根町阿多野郷	27(16)	火碎流(南方向) 融雪型火山泥流(南東、南、南西方向)
		きびゅう 高根町黍生	31(14)	火碎流(南西方向) 溶岩流(南西方向)
		かみがほら 高根町上ヶ洞	47(24)	火碎流(南西方向)
		いけがほら 高根町池ヶ洞	11(9)	火碎流(南西方向)による避難道の被災
		いわいだに 丹生川町岩井谷	36(16)	融雪型火山泥流(北西方向)
		はたほこ 丹生川町旗鉢	69(20)	融雪型火山泥流(北西方向)

丹生川町塩屋	3(2)	融雪型火山泥流(北西方向)
丹生川町駄吉	50(16)	融雪型火山泥流(北西方向)
丹生川町日面	90(32)	融雪型火山泥流(北西方向)
丹生川町日影	38(10)	融雪型火山泥流(北西方向)
丹生川町芦谷	30(7)	融雪型火山泥流(北西方向)
丹生川町白井	35(13)	融雪型火山泥流(北西方向)
丹生川町小野	122(33)	融雪型火山泥流(北西方向)
丹生川町根方	60(20)	融雪型火山泥流(北西方向)

※松本市安曇大野川区鈴蘭（図3-20参照）は、本計画で想定する対象現象の影響範囲外であるが、火碎流の影響範囲の下流側に近接する地域であり留意が必要。（人口130人65世帯）

※高山市丹生川町（岩井谷、旗鉾、塩屋、駄吉、日面、日影、芦谷、白井、小野、根方）について（は、火碎流の影響は受けないが、融雪型火山泥流（積雪期のみ発生）に留意が必要

（2）噴火警戒レベルに応じた避難の基本的方針

噴火警戒レベルに応じた避難の基本的方針は以下のとおりである。

表1-6 噴火警戒レベルに応じた避難の基本的方針

噴火警戒レベル (キーワード)	対象者	事前に引き上げられた場合	引き上げられないまま噴火に至った場合
2 (火口周辺規制)	登山者 観光客 施設従業員	<p>【剣ヶ峰山頂・畠平付近の対応】</p> <p>畠平付近の施設に避難する。 (畠平付近：乗鞍バスターミナル、嶺莊、白雲莊)</p> <p>【登山道を登山中の登山者の対応】</p> <p>すみやかに下山する。</p> <p>【乗鞍工コーライン通行中の自転車を含む車両等の対応】</p> <p>乗鞍工コーラインを下山し、三本滝ゲートより松本市街地側へ避難する。</p>	<p>【剣ヶ峰山頂・畠平付近の対応】</p> <p>○一次避難</p> <p>噴火の状況に応じ最寄りの施設へ退避を促す。 (剣ヶ峰付近：頂上小屋、肩の小屋 畠平付近：乗鞍バスターミナル、銀嶺莊、白雲莊)</p> <p>○二次避難</p> <p>噴火が小康状態になったら、山頂付近の施設へ避難した登山者等は畠平付近の施設に避難する。</p> <p>【登山道を登山中の登山者の対応】</p> <p>身の安全を確保し、噴火が小康状態になったら下山する。</p> <p>【乗鞍工コーライン通行中の自転車を含む車両等の対応】</p> <p>乗鞍工コーラインを下山し、三本滝ゲートより松本市街地側へ避難する。</p>

3 (入山規制)	登山者 観光客 施設従業員	<p>【剣ヶ峰山頂・畠平付近の対応】 濃飛バス、アルピコ交通の協力を得て、バス又は徒歩にて乗鞍スカイライン経由で避難。 (乗鞍鶴ヶ池駐車場から夫婦松駐車場までは徒歩約3時間)</p> <p>【登山道を登山中の登山者の対応】 すみやかに下山する。</p> <p>【乗鞍工コーライン通行中の自転車を含む車両等の対応】 乗鞍工コーラインを下山し、休暇村乗鞍高原地先ゲートより松本市街地側へ避難する。</p>	<p>【剣ヶ峰山頂・畠平付近の対応】 ○一次避難 噴火の状況に応じ最寄りの施設へ退避を促す。 (剣ヶ峰付近：頂上小屋、肩の小屋 畠平付近：乗鞍バスターミナル、銀嶺荘、白雲荘) ○二次避難 ・噴火が小康状態になったら、徒歩で夫婦松駐車場へ避難する。 (徒歩約3時間) ・夫婦松駐車場から濃飛バス、アルピコ交通の協力を得て、バスにて乗鞍スカイライン経由で避難する。</p> <p>※必要に応じて要配慮者等は自衛隊ヘリにて避難</p> <p>【登山道を登山中の登山者の対応】 身の安全を確保し、噴火が小康状態になったら下山する。安全に車道を通行できる場合には、車道を使って下山し、下山中の車両があったら同乗の協力を得て下山する。</p> <p>【乗鞍工コーライン通行中の自転車を含む車両等の対応】 乗鞍工コーラインを下山し、休暇村乗鞍高原地先ゲートより松本市街地側へ避難する。</p>
4 (高齢者等避難)	住民	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者は周囲の協力を得て、指定緊急避難場所又は指定避難所へ避難 住民は避難準備 	
5 (避難)			原則自家用車および徒歩にて指定緊急避難場所又は指定避難場所へ避難

2 事前対策

2.1 防災体制の構築

(1) 協議会の構成機関の役割

乗鞍岳の噴火に係る関係機関の主な役割と体制は以下のとおりである。

表 2-1 乗鞍岳火山防災協議会の防災体制

主体	噴火時の主な役割と体制
乗鞍岳火山防災協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議 ・大規模噴火時等における国、県及び市の連携に関すること ・高齢者等避難、避難指示の発令等防災対応についての検討及び関係市への助言

表 2-2 関係機関の防災体制

主体	噴火時の主な役割と体制
国	<p>気象庁 東京管区気象台 (火山監視・警報センター) 名古屋地方気象台 岐阜地方気象台 長野地方気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の監視、観測、噴火警報等の発表 ・関係機関に対する随時の情報提供・解説 ・現地調査 ・JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣
	<p>国土交通省（NEXCO 含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路規制情報の提供 ・降灰量調査、降灰除去支援
	<p>林野庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 ・標識等の設置 ・降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	<p>環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、防災情報の発信 ・沢渡ナショナルゲートパークにおける火山情報、防災情報の発信 ・看板設置
	<p>自衛隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣、避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等
	<p>国土地理院 関東・中部地方測 量部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地殻変動の監視、地理空間情報の整備・提供
県	<p>岐阜県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ火山災害警戒本部（レベル2）、火山災害警戒本部（レベル3）、災害対策本部（レベル4、5）※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報の収集、発信 ・土石流対策 ・道路及び登山道規制 ・看板の設置 ・林野火災の消火 ・農業、畜産業への支援 ・観光者に対する情報提供 ・風評被害対策・自衛隊派遣要請
	<p>長野県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒・対策連絡会議（レベル2）、警戒・対策本部（レベル3）、災害対策本部（レベル4）、災害対策本部（レベル5）※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報の収集、発信 ・土石流対策 ・道路及び登山道規制 ・看板の設置 ・林野火災の消火 ・農業、畜産業への支援 ・観光者に対する情報提供 ・風評被害対策・自衛隊派遣要請
市	<p>高山市</p> <p>(平常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 ・看板の設置 ・自衛隊災害派遣要請の依頼 <p>(噴火時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ火山災害警戒本部（レベル2）、火山災害警戒本部（レベル3）、火山災害対策本部（レベル4、5）※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・道路及び登山道規制 ・警戒区域の設定 ・避難指示の発令及び各種規制 ・避難の指示、誘導

主体		噴火時の主な役割と体制						
	松本市	<p>(平常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 <p>(噴火時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮本部（レベル2）、乗鞍岳噴火対策本部（レベル3）、災害対策本部（レベル4、5）、 ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・道路及び登山道規制 ・避難指示の発令及び各種規制 ・避難道路の整備 ・観光客の安全確保対策 ・自衛隊災害派遣要請の依頼 ・警戒区域の設定 ・避難の指示、誘導 						
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導 						
警察	岐阜県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導、道路規制 ・体制 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">レベル2</td><td style="width: 33%;">災害警備準備室</td></tr> <tr> <td>レベル3</td><td>災害警備連絡室</td></tr> <tr> <td>レベル4以上</td><td>災害警備本部</td></tr> </table>	レベル2	災害警備準備室	レベル3	災害警備連絡室	レベル4以上	災害警備本部
レベル2	災害警備準備室							
レベル3	災害警備連絡室							
レベル4以上	災害警備本部							
長野県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導、道路規制 ・体制 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">レベル2</td><td style="width: 33%;">災害警備連絡室</td></tr> <tr> <td>レベル3</td><td>災害警備連絡室</td></tr> <tr> <td>レベル4以上</td><td>災害警戒本部 (噴火により大規模な被害が発生し、またはその恐れがある場合は災害警備本部を設置)</td></tr> </table>	レベル2	災害警備連絡室	レベル3	災害警備連絡室	レベル4以上	災害警戒本部 (噴火により大規模な被害が発生し、またはその恐れがある場合は災害警備本部を設置)	
レベル2	災害警備連絡室							
レベル3	災害警備連絡室							
レベル4以上	災害警戒本部 (噴火により大規模な被害が発生し、またはその恐れがある場合は災害警備本部を設置)							

（2）噴火警戒レベルと防災対応の整理

両県両市による噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は以下のとおりである。

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火警戒 レベル	岐阜県・長野県	高山市・松本市
5	避難状況の把握 広域一時滞在の調整等	避難指示の発令等
4	避難状況の把握等	高齢者等避難の発令等
3	入山規制（火口から概ね4kmまでの範囲） 登山道の規制及び乗鞍スカイライン、乗鞍エコーラインの規制	
2	火口周辺規制（火口から概ね1kmまでの範囲） 登山道の規制及び乗鞍エコーラインの規制等	
1	噴火警戒レベルの引き上げに関わらず、火山の状況に関する解説情報 (臨時) 発表された場合や、登山者等の安全確保のため必要と判断した場合には、乗鞍岳火山防災協議会の助言も得て松本市と高山市が協議のもと、必要に応じて立入規制等を実施する。	

（3）広域一時滞在の体制構築

両市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、各市への受入については当該市に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては長野県、岐阜県に対し他の都道府県との協議を求めるものとする。

両県は、被災市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、被災市の行政機能が著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないときは、被災市の要求を待たないで被災市に代わって広域一時滞在のための協議を行いうものとする。

2.2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）、噴火予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報、火山ガス予報、噴火に関する火山観測報、火山活動解説資料

※情報の内容については巻末資料2「用語集」を参照。

(2) 協議会の構成機関における情報伝達・共有

協議会の構成機関は、気象庁から発表される情報や、両市が発表する避難情報等を巻末資料1「情報伝達系統図」で伝達する。

なお、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）は、活動火山対策特別措置法第12条で、気象庁から都道府県へ、都道府県から市町村ほかへ、市町村から登山者・住民ほかへ伝達が義務化されていることに留意する。

(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段

ア 登山者等への情報伝達と手段

両県両市は、緊急速報メールやラジオのほか観光施設のスピーカー等により、入山規制の実施や早期下山を呼びかける。また、事前に登山道等における周知看板の設置やチラシを配布することにより、必要な情報を周知する。

イ 住民等への情報伝達と手段

両県両市は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、防災行政無線や広報車、緊急速報メール等により火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。

(4) 異常現象等の報告等

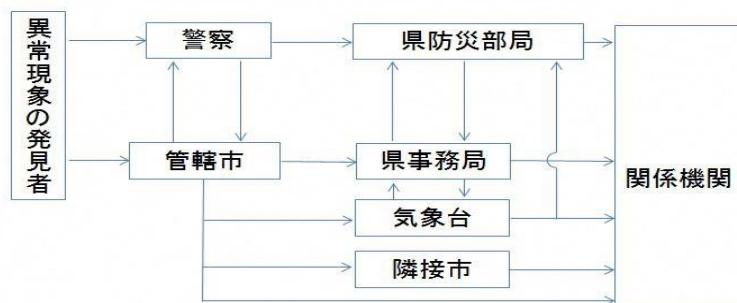
両県両市は、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

ア 通報体制

警察、両市等は、住民や登山者及び観光施設等から、火山活動に伴う異常現象を発見した旨の通報を受けた場合、速やかに協議会構成機関と共有を図ることができる体制を確保する。通報体制は次のとおりとする。

図2-1 通報系統図

異常現象の通報系統図(災害対策基本法第54条(発見者の通報義務等))



イ 通報事項

通報すべき火山活動に伴う主な異常現象は、表 2-4 のとおりである。

なお、住民や登山者及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表 2-4 通報すべき火山活動に伴う主な異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石の漂着・死魚の浮上
	気泡の発生
○火山性地震の群発	有感地震の多発
○異常な音響の発生	鳴動、地鳴り、山鳴り、爆発音等

ウ 異常現象の調査と速報

両県両市、関係機関は、通報を受けた後、現場確認するなど情報収集を実施し、収集した次の内容をそれぞれの情報伝達系統図に従って速報する。

○ 速報の内容

- ・発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・発生場所（どの火口で確認されたか）
- ・発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

なお、通報を受けた名古屋地方気象台・岐阜地方気象台・長野地方気象台は、必要に応じて、東京管区気象台（気象庁火山監視・警報センター）に対して火山観測機動班の派遣を要請し、現地調査を行う。

2.3 避難のための事前対策

（1）噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

ア 入山規制実施の基準

「火口周辺規制」や「入山規制」の実施は、噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）や噴火警戒レベル 3（入山規制）の噴火警報（火口周辺）が発表されるなど、火口周辺や居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合に行う。また、噴火警戒レベルの引上げに関わらず、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合や、登山者等の安全確保のため必要と判断した場合も実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生することが予想される場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

ウ 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

（2）指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所（一時避難所）は以下のとおり。

表 2-5 指定緊急避難場所（一時避難所）一覧

	指定緊急避難場所	
	名称	所在地
高山市	中之宿公民館	高山市高根町中之宿 386-1
	中洞公民館	高山市高根町中洞 273
	猪之鼻公民館	高山市高根町猪之鼻 96
	駄吉多目的集会所	高山市丹生川町駄吉 190
	日面公民館	高山市丹生川町日面 209-9
	小野公民館	高山市丹生川町小野 262-2
	根方コミュニティセンター	高山市丹生川町根方 510
松本市	乗鞍体育館	松本市安曇 4017-4
	大野川小中学校	松本市安曇 3886-1

（3）指定避難所の指定

指定避難所は以下のとおり。

表 2-6 指定避難所一覧

	指定避難所	
	名称	所在地
高山市	飛驒高山御嶽トレーニングセンター	高山市高根町日和田 1180
	燐燐朝日館	高山市朝日町万石 800
	朝日保健センター	高山市朝日町万石 330
	旧丹生川東小学校	高山市丹生川町白井 150
	旗鉢集会所	高山市丹生川町旗鉢 465
松本市	乗鞍体育館	松本市安曇 4017-4
	大野川小中学校	松本市安曇 3886-1
	奈川寄合渡体育館	松本市奈川 980

（4）避難手段の確保

噴火時等の避難は、徒歩や自家用車等、各自の手段で行うことを基本とする。

ただし、移動手段のない登山者・観光客や住民の輸送手段については、公共交通機関と協議

し、確保に努める。

表2-7 住民・登山者等の輸送手段

	所管（会社）	所在地	連絡先	輸送能力
高山市	濃飛乗合自動車(株) 高山営業所	高山市花里町 6-125	0577-32-1160	50名／台
	高根まちづくりの会	高山市高根町上ヶ洞 428	0577-77-9492	10名／台
松本市	アルピコ交通(株) 新島々営業所	松本市波田 3027-2	0263-92-2511	50名／台

2.4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

両市は、現場における逃げ遅れた者・行方不明者の救助活動に関して、両県、警察、消防、自衛隊と協議し調整を図り、互いに連携のとれた計画（救助計画）を策定する。

両県両市及び警察は、連携して、登山届や下山した登山者等の情報、避難者の状況などを収集し、関係機関で共有する体制を整備する。なお、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助活動のための救助活動拠点、ヘリポート等は以下のとおり。

表2-8 救助活動拠点候補施設一覧

市町村	名称	所在地	連絡先	備考
高山市	夫婦松駐車場	〒506-2252 高山市丹生川町久手 字ヒラソ 508	0577-32-3333	高山市役所 観光課
	ほおのき平スキー場	〒506-2252 高山市丹生川町 久手字 447	0577-79-2244	
	乗鞍バスターミナル	〒506-2254 高山市丹生川町 岩井谷 1223	090-3483-3192	・5月15日～10月 31日まで営業（冬季 閉鎖） ・乗鞍スカイライン 通行止めの場合、休 業
松本市	松本市安曇支所	松本市安曇 1061-1	0263-94-2301	

表 2-9 ヘリポート等一覧

名 称	座標 (WGS)	幅×長 (m)	管理者	連絡先
野麦峠	高山市高根町野麦592 北緯36度03分06.9秒 東経137度36分17.0秒	30×25 (アスファルト)	高山市 (観光課)	0577-35-3145
飛騨高山御嶽 トレーニングセンター	高山市高根町日和田1180 北緯36度00分03.5秒 東経137度31分57.8秒	50×35 (砂利)	高山市 (スポーツ推進課)	0577-35-3157
高根総合グランド	高山市高根町小日和田2-1 北緯35度58分23.6秒 東経137度32分04.4秒	100×90 (砂利)	高山市 (スポーツ推進課)	0577-35-3157
ほおのき平スキー場	高山市丹生川町久手447 北緯36度10分33.8秒 東経137度29分21.1秒	120×40 (アスファルト)	(株)久手観光開発	0577-79-2326
夫婦松	高山市丹生川町久手字ヒラ508 北緯36度10分00.9秒 東経137度31分14.0秒	50×40 (アスファルト)	高山市 (観光課)	0577-35-3145
鶴ヶ池第2駐車場	高山市丹生川町岩井谷 北緯36度07分35.4秒 東経137度33分23.5秒	130×25 (アスファルト)	岐阜県 (環境企画課)	058-272-1111 (内線2698)
殿下平総合交流ターミナル	高山市丹生川町久手471-3 北緯36度10分31.2秒 東経137度30分20.1秒	70×60 (アスファルト)	高山市 (丹生川支所)	0577-78-1111
チャオ御岳駐車場 (1-3)	高根町日和田1739-1 北緯35度56分57.3秒 東経137度29分12.4秒	100×50 (砂利)	飛騨森林都市企画 株式会社	0577-59-3621
日和田ハイランド	高山市高根町日和田1735-3 35度58分19.1秒 137度31分58.9秒	100×70 (芝生)	高山市 (スポーツ推進課)	0577-35-3157
松本市立大野川小・中学校グラウンド	松本市安曇3886-1 北緯36度07分58.2秒 東経137度40分02.2秒	100m×60m (土)	松本市立 大野川小・中学校	0263-93-2224
鈴蘭橋駐車場	松本市安曇4306-3 北緯36度07分03.3秒 東経137度36分53.2秒	80m×60m (舗装)	松本市役所	0263-34-3000

(2) 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関は以下のとおり。

表 2-10 医療機関一覧

市町村	名称	所在地	連絡先
高山市	高山赤十字病院	高山市天満町 3-11	0577-32-1111
	久美愛厚生病院	高山市中切町 1-1	0577-32-1115
松本市	松本市立病院	松本市波田 4417-180	0263-92-3027
	社会医療法人財団慈泉会相澤病院	松本市本庄 2-5-1	0263-33-8600

	信州大学医学部附属病院	松本市旭 3-1-1	0263-35-4600
--	-------------	------------	--------------

3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

（1）異常現象の通報または火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

ア 協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報または火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

両県両市は防災対応が必要と判断される場合、情報連絡体制をとり、火口周辺規制等の対応をとる。また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行うことも想定する。

関係機関は、両市が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

なお、火口周辺規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

表3-1 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合等の協議会構成機関の体制

岐阜県	準備体制
長野県	通常体制
高山市	準備体制
松本市	通常体制

イ 情報収集・伝達

協議会の構成機関は、気象庁から臨時の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。

（ア）岐阜県・長野県

両県は、気象庁から火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、両市と連携し、異常現象が発生していることや火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表について周知し、今後の情報について注目するよう促す。

（イ）高山市・松本市

両市は、気象庁から火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表等を受けた場合、関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

火口近くに位置する頂上小屋、肩の小屋、位ヶ原山荘、冷泉小屋は、松本市から異常現象が発生していることや火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把

握、共有に努める。

看板を用いて周知する場合、巻末資料4を基本とする。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

【火山活動の状況】

- 想定火口周辺に影響を及ぼす小規模な水蒸気噴火が発生し、想定火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散する。
- 火山性地震の増加や明瞭な噴気の出現、山体膨張を示す明瞭な地殻変動が見られ、想定火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような、小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。

【警戒が必要な範囲と防災対応】

- 想定火口から概ね1km以内の範囲への立入規制

【立入規制図】

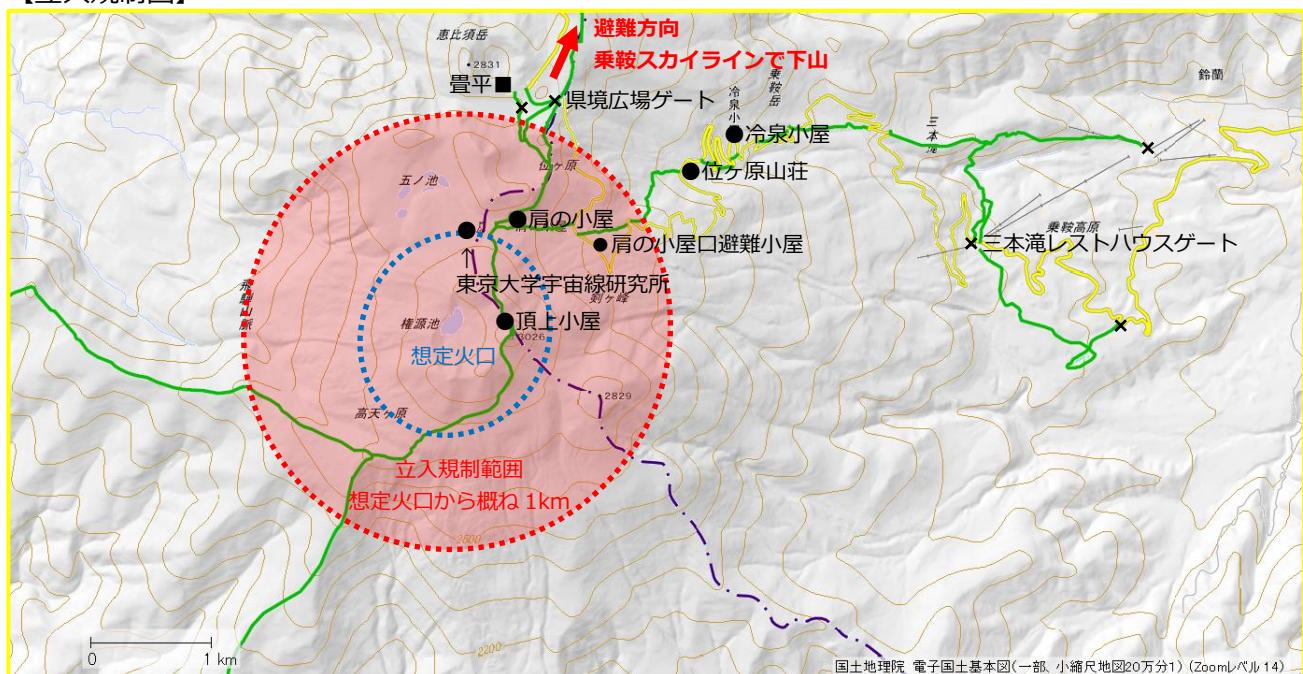


図3-1 噴火警戒レベル2における立入規制範囲



図 3-2 噴火警戒レベル 2 における長野県側の防災対応

(●:閉鎖施設、×:立入規制箇所、黄色線:乗鞍工コーライン、緑線:登山道)

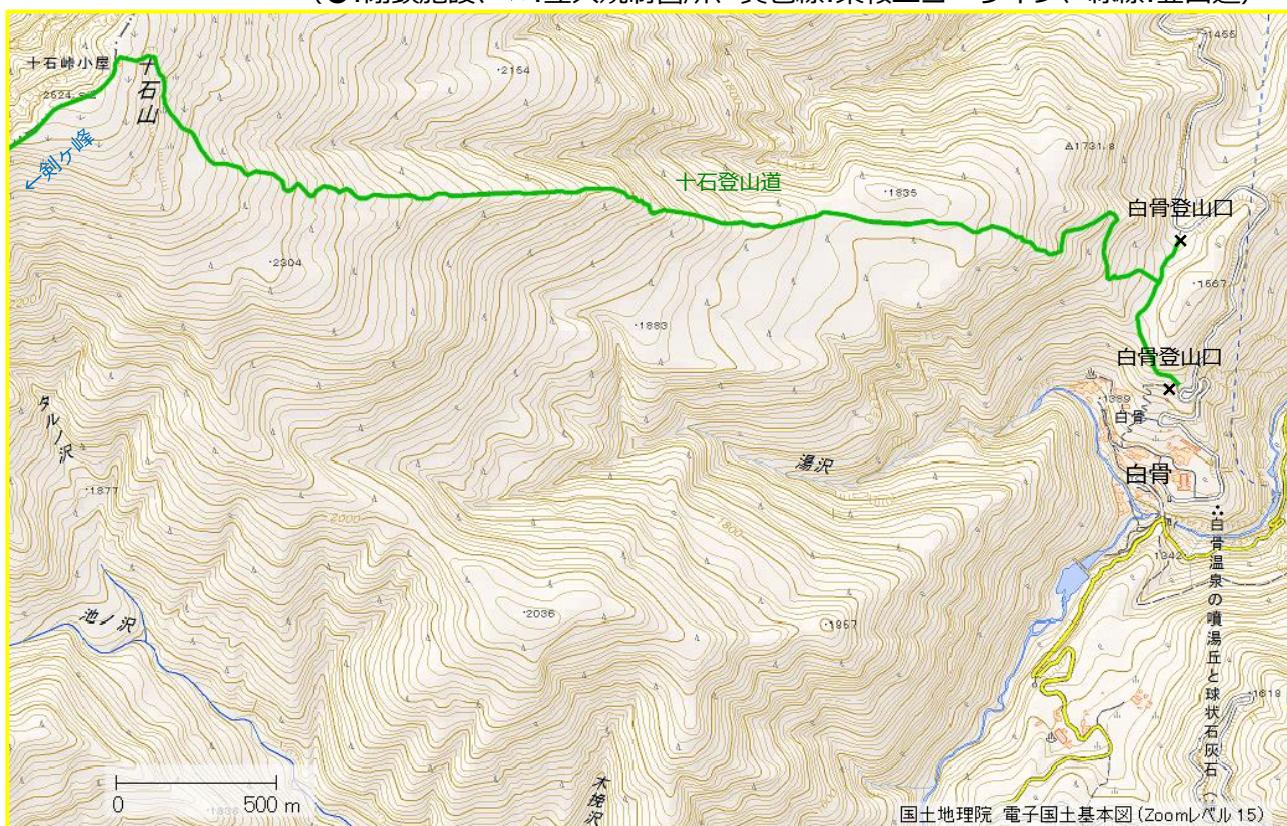


図 3-3 噴火警戒レベル 2 における長野県側の防災対応

(●:閉鎖施設、×:立入規制箇所、黄色線:乗鞍工コーライン、緑線:登山道)



図 3-4 噴火警戒レベル 2 における山頂付近の防災対応

(●:閉鎖施設、✖:立入規制箇所、黄色線:乗鞍エコーライン・乗鞍スカイライン、緑線:登山道)



図 3-5 噴火警戒レベル 2 における岐阜県側の防災対応

(✖:立入規制箇所、茶色:林道、緑線:登山道)



図 3-6 噴火警戒レベル 2 における岐阜県側の防災対応
(×:立入規制箇所、茶色:林道、緑線:登山道 ■ : 主な施設)



図 3-7 噴火警戒レベル 2 における岐阜県側の防災対応
(×:立入規制箇所、茶色:林道、緑線:登山道)

【施設の閉鎖】

- ・頂上小屋
- ・肩の小屋
- ・肩の小屋口避難小屋
- ・位ヶ原山荘
- ・東京大学宇宙線研究所
- ・冷泉小屋

【道路の閉鎖】（ ）内は実施機関

- ・乗鞍工コーライン
規制箇所：三本滝レストハウスゲート～県境広場ゲート（松本建設事務所・高山市（指定管理者））
- ・乗鞍スカイライン（岐阜県対応：避難行動中）
※乗鞍スカイラインの通行規制は原則行わないが、火口周辺の避難環境が整わない場合や畠平まで噴石が飛んでいるという通報があった場合等明らかに危険が差し迫っている場合災害対策基本法第63条により両市は噴火レベル3相当の対応（火口周辺4km規制）とするため、規制を実施する。

【登山道の閉鎖】（ ）内は実施機関

- ・剣ヶ峰～畠平
規制箇所：不消道入口（岐阜県（指定管理者））
：県境広場ゲート（高山市（岐阜県の指定管理者））
- ・乗鞍岳登山道鳥居尾根
規制箇所：すずらん橋付近登山口（松本市）
- ・子リスの径、カモシカの径
規制箇所：登山口（松本市）
- ・十石登山道
規制箇所：白骨登山口（松本市）
- ・阿多野郷・乗鞍岳線
規制箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
- ・日影平・乗鞍岳線
規制箇所：乗鞍青少年交流の家付近登山口（岐阜県）
- ・長倉本谷・丸黒山線
規制箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
- ・青屋・乗鞍岳線
規制箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）

【表示看板の設置】（ ）内は実施機関

- ・乗鞍工コーライン
設置箇所：三本滝レストハウスゲート～県境広場ゲート（松本建設事務所・高山市（指定管理者））
- ・剣ヶ峰～畠平
設置箇所：不消道入口（岐阜県（指定管理者））
：県境広場ゲート（高山市（岐阜県の指定管理者））
- ・乗鞍岳登山道鳥居尾根
設置箇所：すずらん橋付近登山口（松本市）

- ・子リスの径、カモシカの径
設置箇所：登山口（松本市）
- ・十石登山道
設置箇所：白骨登山口（松本市）
- ・阿多野郷・乗鞍岳線
設置箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
- ・日影平・乗鞍岳線
設置箇所：乗鞍青少年交流の家付近登山口（岐阜県）
- ・長倉本谷・丸黒山線
設置箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
- ・青屋・乗鞍岳線
設置箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）

【表示看板に掲載する周知文】

別添（巻末資料4 参照）

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、両県両市は下記表3-2の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、本計画に基づき、火口周辺規制を実施するとともに、周辺施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

火山活動の状況を踏まえ、協議会の構成機関は、あらかじめ定められた火口周辺規制の範囲（想定火口から概ね1km圏内）の規制を実施する。

また、今後、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動などの防災対応について協議する。

表3-2 噴火警戒レベル2における協議会構成機関の体制

岐阜県	必要に応じ火山災害警戒本部設置
長野県	警戒・対策連絡会議設置
高山市	必要に応じ火山災害警戒本部設置
松本市	指揮本部設置

イ 情報収集・伝達

(ア) 岐阜県・長野県

両県は、気象庁から噴火警戒レベル2の引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、ホームページ、防災ヘリ、ソーシャルネットワークサービスにより噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。

両県は、管理している施設を通じて畠平周辺の登山者・観光客の情報を収集する。また、火口周辺規制の実施状況、住民、登山者等への周知等の対応状況を把握し関係機関から報告を受けた情報を取りまとめる。

長野県松本地域振興局と岐阜県飛騨県事務所は、各県で取りまとめた情報を整理し協議会の構成機関へ情報共有する。また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会の開催に協力する。

(イ) 高山市・松本市

両市は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、メール配信サービス、報道機関を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。

松本市は火口近くに位置する頂上小屋、肩の小屋、位ヶ原山荘、冷泉小屋の管理者を通じて、登山者等情報を収集し、松本地域振興局と高山市に伝達する。

高山市丹生川支所は畠平周辺の施設で構成する自主防災組織を通じて、畠平周辺の登山

者・観光客の情報を収集し、高山市危機管理課へ伝達する。高山市危機管理課は飛騨県事務所と松本市に伝達する。

両市は必要に応じて、住民等への合同説明会を開催する。

住民、登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、（高山・松本）市です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。

これにより、剣ヶ峰周辺から概ね1km以内の火口周辺への立ち入りを規制します。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

（以上繰り返し）

<メール配信サービス等による周知内容>

こちらは、（高山・松本）市です。

〇月〇日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。

これにより、剣ヶ峰周辺から概ね1km以内の火口周辺への立ち入りを規制します。規制範囲内にいる皆様は、至急、畠平駐車場の各施設へ避難をお願いします。

今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

（ウ）警察

警察は両県、両市と連携し、登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口などで、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

（エ）関係施設

火口近くに位置する頂上小屋、肩の小屋、位ヶ原山荘、冷泉小屋は、松本市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、松本市に報告する。

畠平周辺の施設で構成する自主防災組織は、高山市丹生川支所から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、高山市丹生川支所に報告する。

ウ 火口周辺規制

両県両市は、登山道に規制に関する看板を立て、規制の理由や情報の更新日時を示す。

長野県松本建設事務所（道路管理者）は、乗鞍工コーラインの通行規制に際し、道路に規制に関する看板を立て、規制の理由や情報の更新日時を示すとともに、歩行者、自転車、車両に対して速やかに下山するよう呼びかけを行う。なお、通行規制箇所については、三本滝レストハウスゲートでの通行規制を原則とするが、噴火の状況等に応じて、弾力的に対応するものとする。

岐阜県高山土木事務所等は、乗鞍スカイラインの通行規制は原則行わないが、火口周辺の避難環境が整わない場合や畠平まで噴石が飛んでいるという通報があった場合等明らかに危険が差し迫っている場合、災害対策基本法第63条により両市は噴火レベル3相当の対応（火口周辺4km規制）とするため、規制を実施する。

なお、気象庁が噴火警報で発表した警戒が必要な範囲よりも外側で設定した立入規制を緩和する場合は、火山活動の推移を協議会に確認したうえ、両市は噴火警戒レベル3（入山規制）の範囲から噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の範囲まで立入規制を縮小する。

警察、消防は、火口周辺規制の範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認する。

工 登山者等の避難誘導

(ア) 岐阜県・長野県

両県は、防災ヘリ、メール配信サービス、ラジオ、火口周辺施設等への連絡等により、登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

(イ) 高山市・松本市

両市は、メール、ラジオ、火口周辺施設等への連絡等により、登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁の監視と評価に基づき、規制範囲外への避難について火口周辺の観光関係団体・観光関係事業者の協力を得て、登山者等の避難誘導にあたる。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

(ウ) その他機関

警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。

オ 火口周辺施設による避難誘導

火口近くに位置する施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことを周知するとともに、速やかに緊急退避の措置をとる。また、両市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

両市は、火山活動の状況や気象庁の監視と評価に基づき、火口周辺施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。また、火口周辺施設から、避難先の確保について依頼があ

った場合、必要に応じて両県と連携し受入先の確保・調整を行う。

両県は、火口周辺施設について、両市から受け入れ先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

各機関の防災対応

施設閉鎖（避難誘導含む）

レベル	火山情報	時間軸	気象台	長野県	長野県松本地域振興局	松本市	岐阜県	岐阜県飛騨県事務所	高山市
レベル2 【火口周辺規制】 想定火口から概ね1km以内の範囲 ・警戒が必要な範囲 火口周辺に影響を及ぼす小規模な水蒸気噴火が発生し、想定火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散。	0.5 時間 ～1.0 時間 ～2.0 時間 ～6.0 時間	● 噴火警報（火口周辺）の受領							
		0.5 時間	■関係機関への噴火警報の伝達確認【電話】	■関係機関への情報伝達【危機管理防災課2名】手段【FAX・電話】	■関係機関への情報伝達【総務管理課2名】手段【FAX・電話】	■関係機関へ情報伝達【危機管理課】手段【電子メール・FAX・電話】	■関係機関へ情報伝達【危機管理部】手段【電子メール・FAX・電話】	■関係機関へ情報伝達【振興防災課】手段【電子メール・FAX・電話】	■関係機関へ情報伝達【危機管理課】手段【電子メール・FAX・電話】
		～1.0 時間	■関係機関への防災対応の実施状況等の情報収集	警戒・連絡会議設置手段【電話・メール】	警戒一次配備体制【配備当番2名】手段【電話】	■観光客・登山者への情報伝達【危機管理課】手段【メール配信サービス】	■関係機関から情報収集情報共有【危機管理部】手段【電子メール・FAX・電話】	■閉鎖 ・東京大学宇宙線研究所【施設職員常駐せず】 ※施設利用者がいる場合 ■避難誘導 (利用者への伝達) ・東京大学宇宙線研究所【施設職員】手段【電話】	■観光客・登山者への情報伝達【危機管理課】手段【メール配信サービス・市施設放送設備】
		～2.0 時間	■関係機関から情報収集情報共有【配備当番2名】手段【電子メール・FAX・電話】	■関係機関から情報収集情報共有【総務管理課】手段【電子メール・FAX・電話】	■閉鎖 ・頂上小屋 ・肩の小屋 ・肩の小屋口避難小屋 ・位ヶ原山荘 ・冷泉小屋 【危機管理課】手段【電話】 ※施設利用者がいる場合 ■避難誘導 (利用者への伝達) ・頂上小屋 ・肩の小屋 ・位ヶ原山荘 ・冷泉小屋 【施設職員】手段【電話】				■関係機関から情報収集情報共有【危機管理課】手段【電子メール・FAX・電話】
		～6.0 時間							

補足：各機関の情報伝達、情報収集先の関係機関は、情報伝達系統図（巻末資料(1)参照）を基本とする。

各機関の防災対応

登山道・道路規制

レベル	火山情報	時間軸	気象台	長野県	長野県松本地域振興局	松本市	岐阜県	岐阜県飛騨県事務所	高山市
レベル2 【警戒火口周辺規制】 想定火口から概ね1km以内の範囲に影響を及ぼす小規模な水蒸気噴火が発生し、想定火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散。	【火口周辺規制】 想定火口から概ね1km以内の範囲に影響を及ぼす小規模な水蒸気噴火が発生し、想定火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散。	0.5 時間							

● 噴火警報（火口周辺）の受領



補足：各機関の情報伝達、情報収集先の関係機関は、情報伝達系統図（巻末資料(1)参照）を基本とする。

(3) 噴火警戒レベル3の場合

【火山活動の状況】

- ・中規模の水蒸気噴火またはマグマ噴火が発生し、想定火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散、火碎流や溶岩流が流下する。
- ・地震活動や噴気量の増加が見られ、想定火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散、火碎流や溶岩流が流下するような中規模の水蒸気噴火やマグマ噴火の発生が予想される。

【警戒が必要な範囲と防災対応】

- ・想定火口から概ね4km以内の範囲への立入規制

【立入規制図】

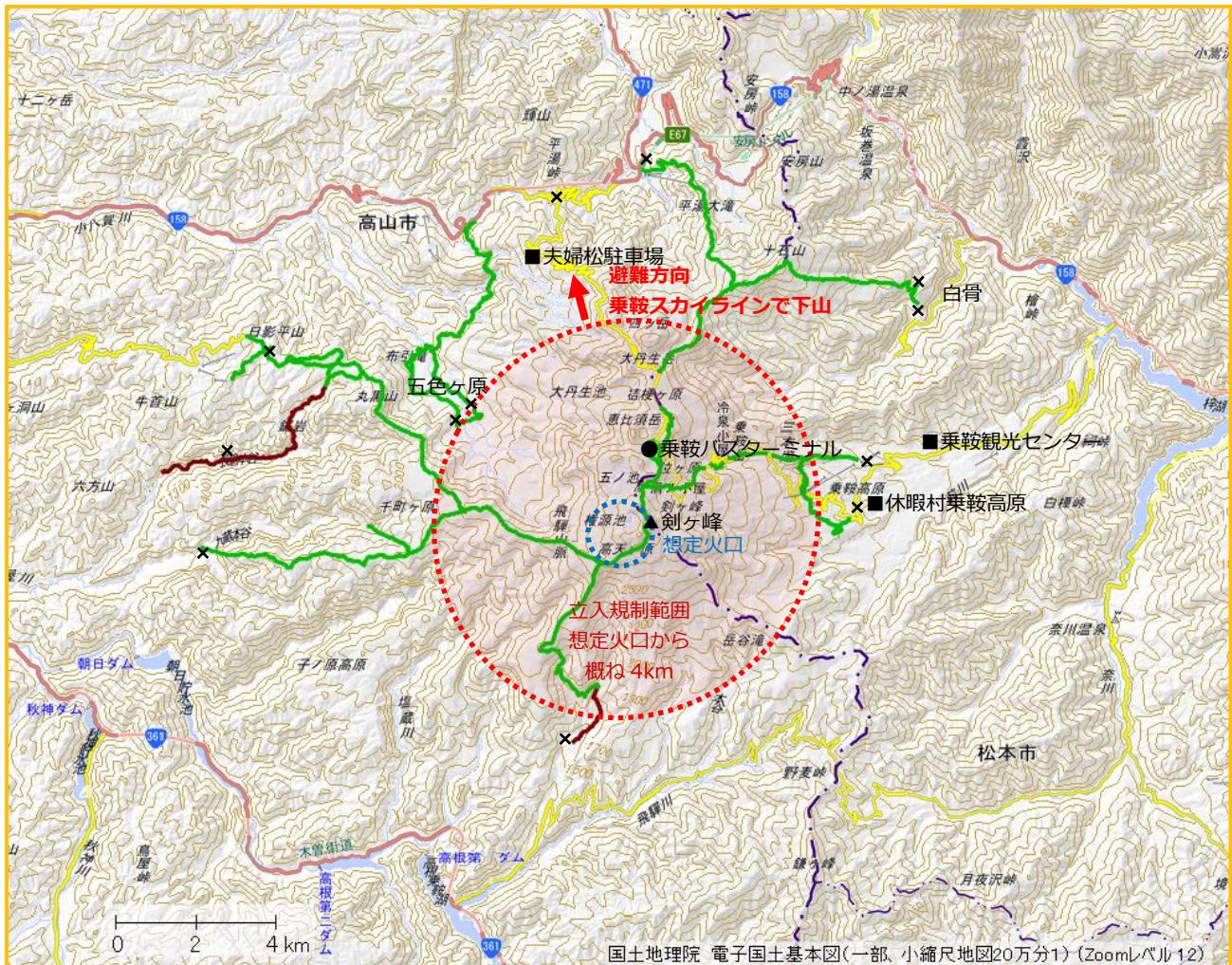


図3-8 噴火警戒レベル3における立入規制範囲



図 3-9 噴火警戒レベル 3 における長野県側の防災対応

(●:閉鎖施設、×:立入規制箇所、黄色線:乗鞍工コーライン、緑線:登山道、■:主な施設)

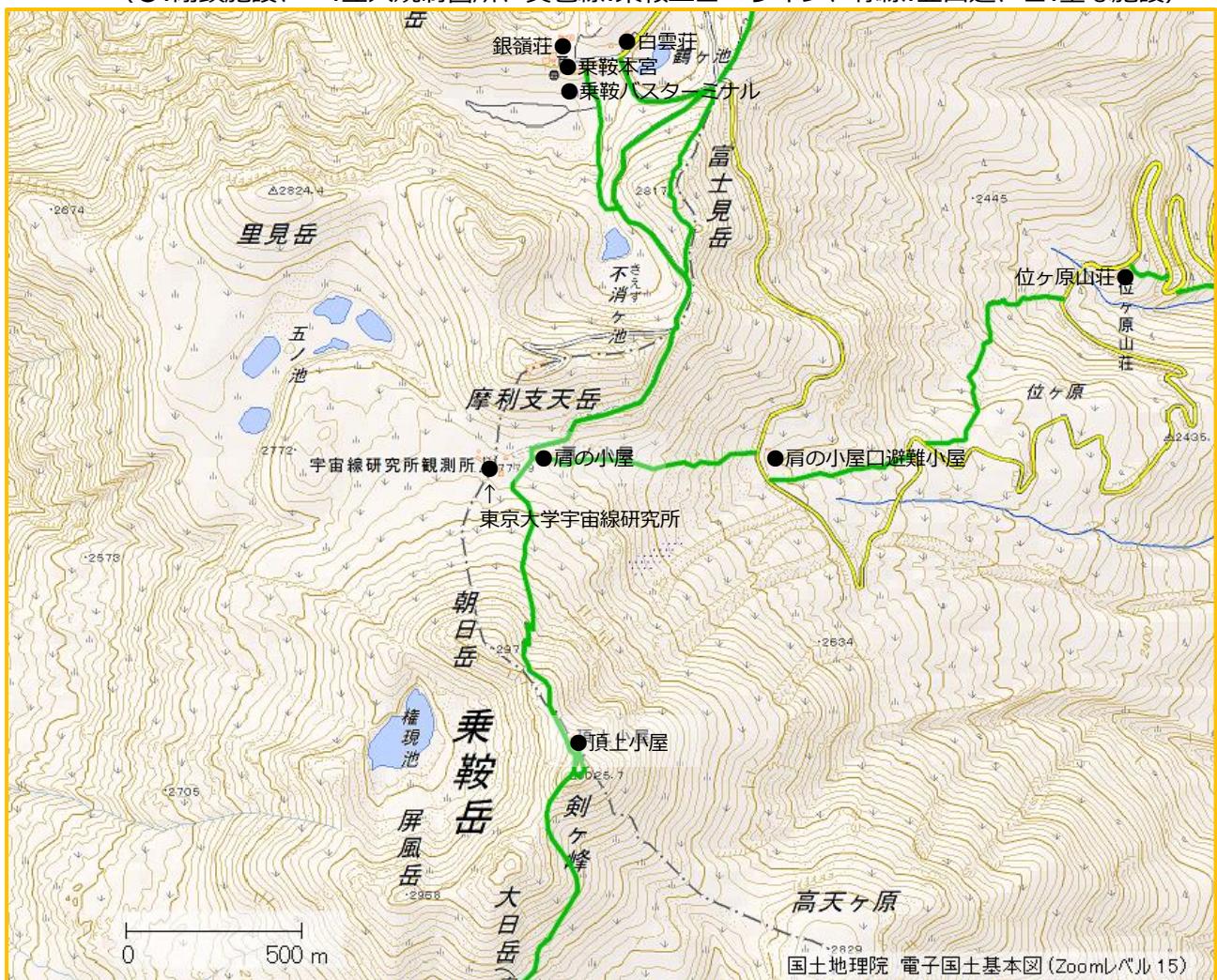


図 3-10 噴火警戒レベル 3 における山頂付近の防災対応

(●:閉鎖施設、×:立入規制箇所、黄色線:乗鞍工コーライン・乗鞍スカイライン、緑線:登山道)



図 3-11 噴火警戒レベル3における岐阜県側の防災対応
(×:立入規制箇所、茶色:林道、緑線:登山道、■:主な施設)



図 3-12 噴火警戒レベル3における岐阜県側の防災対応
(×:立入規制箇所、茶色:林道、緑線:登山道)

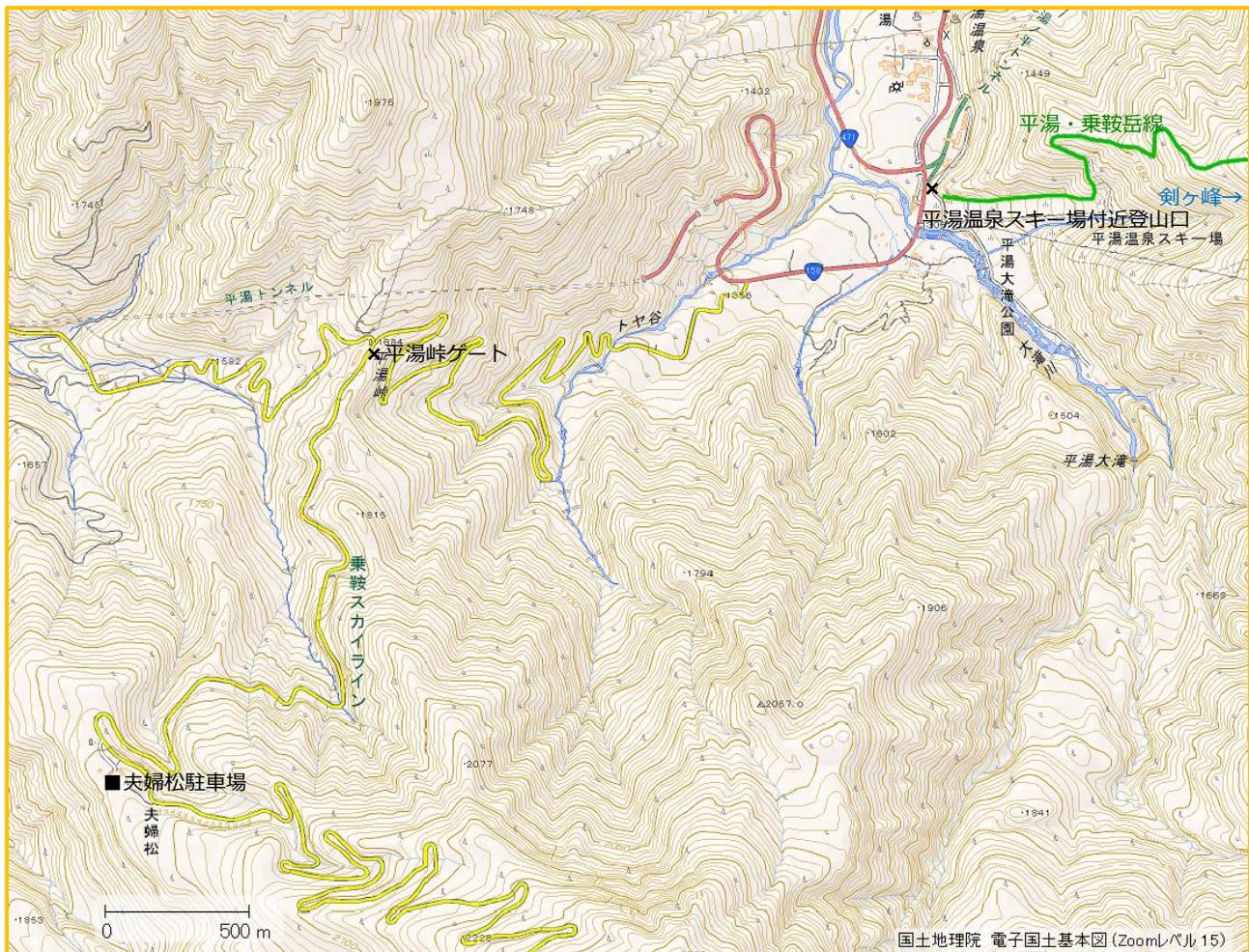


図 3-13 噴火警戒レベル 3 における岐阜県側の防災対応

(■:主な施設、×:立入規制箇所、黄色線:乗鞍スカイライン、緑線:登山道)



図 3-14 噴火警戒レベル 3 における岐阜県側の防災対応

(×:立入規制箇所、茶色:林道、緑線:登山道)

【施設の閉鎖】

- ・ 頂上小屋
- ・ 肩の小屋
- ・ 肩の小屋口避難小屋
- ・ 位ヶ原山荘
- ・ 東京大学宇宙線研究所
- ・ 三本滝レストハウス
- ・ Mt.乗鞍スキー場
- ・ 冷泉小屋
- ・ 乗鞍バスターミナル
- ・ 乗鞍鶴ヶ池駐車場
- ・ 銀嶺荘
- ・ 白雲荘
- ・ 乗鞍本宮
- ・ 乗鞍山麓五色ヶ原の森

【道路の閉鎖】 () 内は実施機関

- ・ 乗鞍工コーライン
規制箇所：休暇村乗鞍高原地先ゲート～県境広場ゲート（松本建設事務所・高山市（指定管理者））
- ・ 乗鞍スカイライン
規制箇所：平湯峠ゲート～畠平（高山土木事務所）

【登山道の閉鎖】 () 内は実施機関

- ・ 剣ヶ峰～畠平
- ・ 乗鞍岳登山道（鳥居尾根）
規制箇所：すずらん橋付近登山口（松本市）
- ・ 子リスの径、カモシカの径
規制箇所：登山口（松本市）
- ・ 十石登山道
規制箇所：白骨登山口（松本市）
- ・ 阿多野郷・乗鞍岳線
規制箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
- ・ 日影平・乗鞍岳線
規制箇所：乗鞍青少年交流の家付近登山口（岐阜県）
- ・ 長倉本谷・丸黒山線
規制箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
- ・ 青屋・乗鞍岳線
規制箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
- ・ 平湯・乗鞍岳線
規制箇所：平湯スキー場付近登山口（(株)ひらゆの森）

【規制看板の設置】 () 内は実施機関

- ・ 乗鞍工コーライン

- 設置箇所：休暇村乗鞍高原地先ゲート～県境広場ゲート（松本建設事務所・高山市（指定管理者））
- ・ 乗鞍スカイライン
設置箇所：平湯峠ゲート（高山土木事務所）
 - ・ 乗鞍岳登山道（鳥居尾根）
設置箇所：すずらん橋付近登山口（松本市）
 - ・ 子リスの径、カモシカの径
設置箇所：登山口（松本市）
 - ・ 十石登山道
設置箇所：白骨登山口（松本市）
 - ・ 阿多野郷・乗鞍岳線
設置箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
 - ・ 日影平・乗鞍岳線
設置箇所：乗鞍青少年交流の家付近登山口（岐阜県）
 - ・ 長倉本谷・丸黒山線
設置箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
 - ・ 青屋・乗鞍岳線
設置箇所：森林管理署ゲート（林野庁飛騨森林管理署）
 - ・ 平湯・乗鞍岳線
設置箇所：平湯スキー場付近登山口（(株)ひらゆの森）

【規制看板に掲載する周知文】

別添（巻末資料4 参照）

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、両県両市は下記表3-3の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、本計画に基づき、入山規制を実施するとともに、火口周辺施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

両市、道路管理者等は、あらかじめ定めた入山規制の範囲（想定火口から4km圏内）に基づき、立ち入り規制箇所で規制を行う。協議会は、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について確認するとともに状況に応じ、より広範囲での立ち入り規制について協議する。

なお、今後、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表3-3 噴火警戒レベル3における協議会構成機関の体制

岐阜県	火山災害警戒本部設置
長野県	警戒・対策本部設置
高山市	火山災害警戒本部設置
松本市	噴火対策本部設置

イ 情報収集・伝達

(ア) 岐阜県・長野県

両県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、ホームページ、防災ヘリ、ソーシャルネットワークサービスにより噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知する。

岐阜県は、管理している施設を通じて畠平周辺の登山者・観光客の情報を収集する。また、入山規制の実施状況、住民等への周知等の対応状況を把握し関係機関から報告を受けた情報を取りまとめる。

長野県松本地域振興局と岐阜県飛騨県事務所は、各県で取りまとめた情報を整理し協議会の構成機関へ情報共有する。また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会の開催に協力する。

(イ) 高山市・松本市

両市は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、メール配信サービス、緊急速報メール、報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知する。

松本市は火口近くに位置する頂上小屋、肩の小屋、位ヶ原山荘、冷泉小屋の管理者を通じて、登山者等情報を収集し、松本地域振興局と高山市に伝達する。

高山市丹生川支所は畠平周辺の施設で構成する自主防災組織を通じて、畠平周辺の登山者・観光客の情報を収集し、高山市危機管理課へ伝達する。高山市危機管理課は飛騨県事務所と松本市に伝達する。

両市は必要に応じて、住民等への合同説明会を開催する。

住民、登山者等への周知については、両市が以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、(高山・松本)市です。

本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。

これにより、剣ヶ峰周辺から概ね4kmの範囲への立ち入りを規制します。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(以上繰り返し)

<登山者向けの緊急速報メール等による周知内容>

こちらは、(高山・松本)市です。

本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。

これにより、剣ヶ峰周辺から概ね4kmの範囲への立ち入りを規制します。至急、各施設の職員や警察、消防等の指示に従い、乗鞍スカイライン夫婦松駐車場までバスまたは徒歩で避難をお願いします。

今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

(以上繰り返し)

(ウ) 警察

警察は両県、両市と連携し、登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口などで、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

(エ) 関係施設

火口近くに位置する頂上小屋、肩の小屋、位ヶ原山荘、冷泉小屋は、松本市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、松本市に報告する。

畠平周辺の施設で構成する自主防災組織は、高山市丹生川支所から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や入山規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、高山市丹生川支所に報告する。

ウ 入山規制

登山道の管理者は、登山道の規制箇所に看板を立て、規制の理由や情報の更新日時を示す。

岐阜県高山土木事務所及び長野県松本建設事務所（道路管理者）は、道路の規制箇所に看板を立て、規制の理由や情報の更新日時を示すとともに、歩行者、自転車、車両に対して速やかに下山するよう呼びかけを行う。

両県、両市、警察、消防は、入山規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか、下山者からの聞き取りや登山届等により確認する。

エ 登山者等の避難誘導

(ア) 岐阜県・長野県

両県は、防災ヘリ、メール、ラジオ、火口周辺施設等への連絡等により、登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

(イ) 高山市・松本市

両市は、防災行政無線、メール、ラジオ、火口周辺施設等への連絡等により、登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁の監視と評価に基づき、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行うとともに、火口周辺の観光関係団体・観光関係事業者の協力を得て、登山者等の避難誘導にあたる。

(ウ) その他機関

警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。

オ 要配慮者の避難準備

両市は、火山活動の状況や気象庁の監視と評価に基づき、必要に応じて、要配慮者に対して避難準備を呼びかけるものとする。なお、避難行動要支援者の情報を警察・消防等に提供する等、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

警戒範囲内に位置する、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設は、噴火警戒レベル3になった場合、避難準備を行う。その際、受入先の確保・調整、避難誘導方法について確認し避難に備える。

カ 火口周辺施設による避難誘導

火口近くに位置する施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、ただちに、緊急退避の措置をとる。また、両市と協議・連携

し、規制範囲外への避難誘導を行う。

両市は、火山活動の状況や気象庁の監視と評価に基づき、火口周辺施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議・連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。また、火口周辺施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて両県と連携し受入先の確保・調整を行う。

両県は、火口周辺施設について、両市から受け入れ先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

各機関の防災対応

施設閉鎖（避難誘導含む）



補足：各機関の情報伝達、情報収集先の関係機関は、情報伝達系統図（巻末資料(1)参照）を基本とする。

各機関の防災対応

登山道・道路規制



補足：各機関の情報伝達、情報収集先の関係機関は、情報伝達系統図（巻末資料(1)参照）を基本とする。

(4) 噴火警戒レベル4の場合

【火山活動の状況】

- ・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
- ・火碎流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。

【警戒が必要な範囲と防災対応】

- ・火山活動の状況、積雪の状況に応じて、噴火警報で発表される「警戒が必要な範囲」に基づき、警戒が必要な居住地域の避難準備、要配慮者の避難等（「高齢者等避難」の発令）。
- ・必要な道路の通行規制等。

【留意事項】

- ・居住地域に重大な被害を及ぼす火碎流、融雪型火山泥流は、避難までの時間的猶予がほとんどなく、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の対応が必要。
- ・噴火と同時に火碎流が発生した場合に、約10分で到達する可能性のある位置を図3-15に●で示す。
- ・火山活動の状況によっては、火山現象の影響範囲があらかじめ想定したものと異なることがある。
- ・高山市丹生川町（岩井谷、旗鉢、塩屋、駄吉、日面、日影、芦谷、白井、小野、根方）については、火碎流の影響は受けないが、融雪型火山泥流（積雪期のみ発生）に留意が必要。

【居住地域の位置】

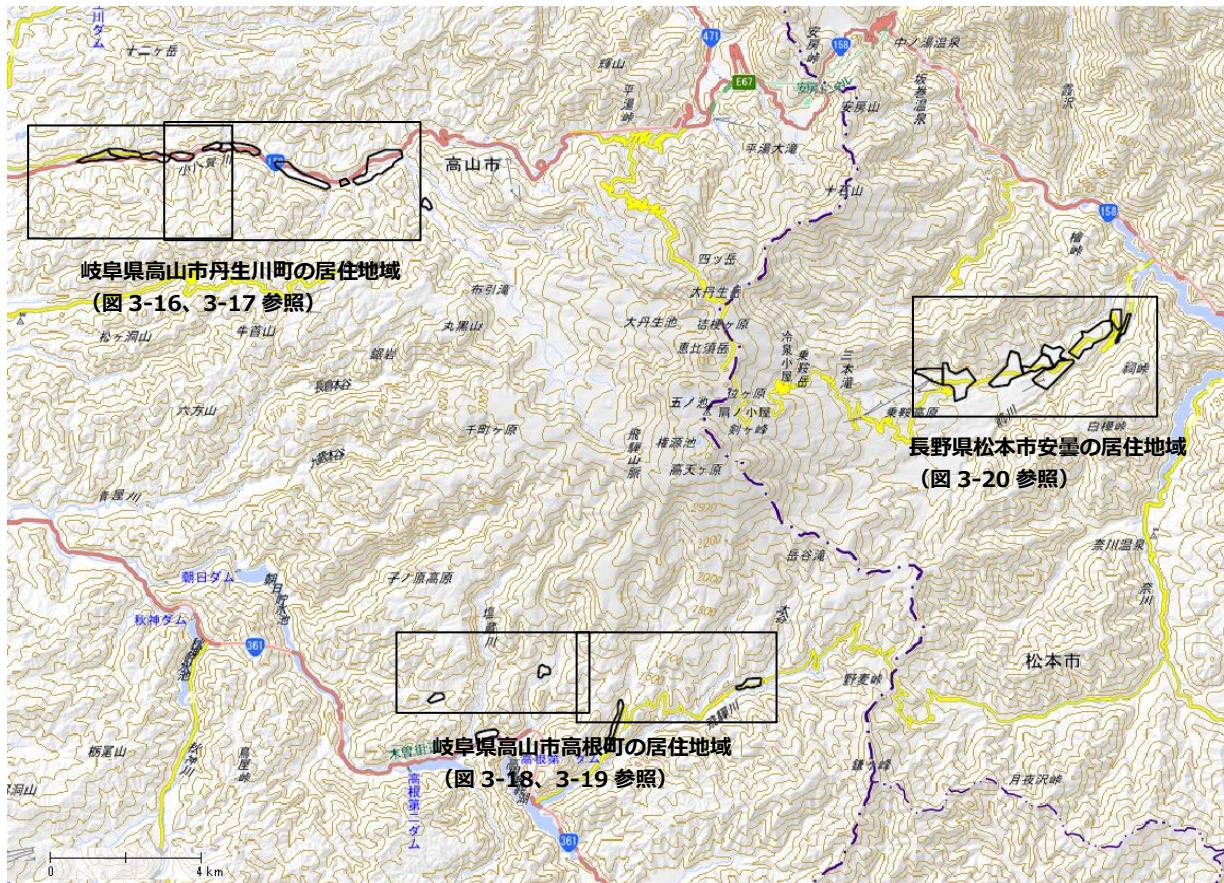


図 3-14 乗鞍岳周辺の居住地域（居住地域を地区ごとに黒線で囲む、詳しくは詳細図を参照）

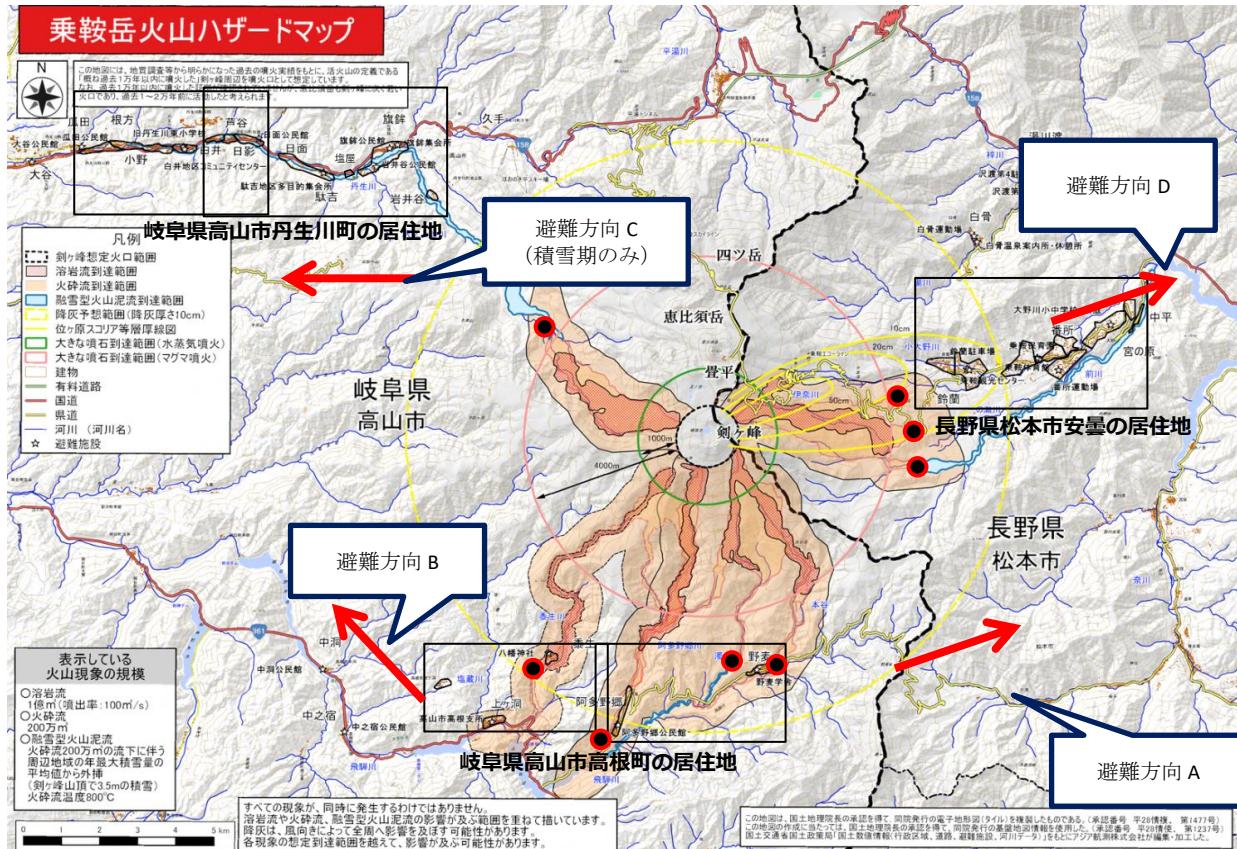


図 3-15 想定する各火山現象の影響範囲と居住地域との位置関係、居住地域からの避難方向
※噴火とともに火碎流が発生した場合に、約 10 分で到達する可能性のある位置を●で示す。

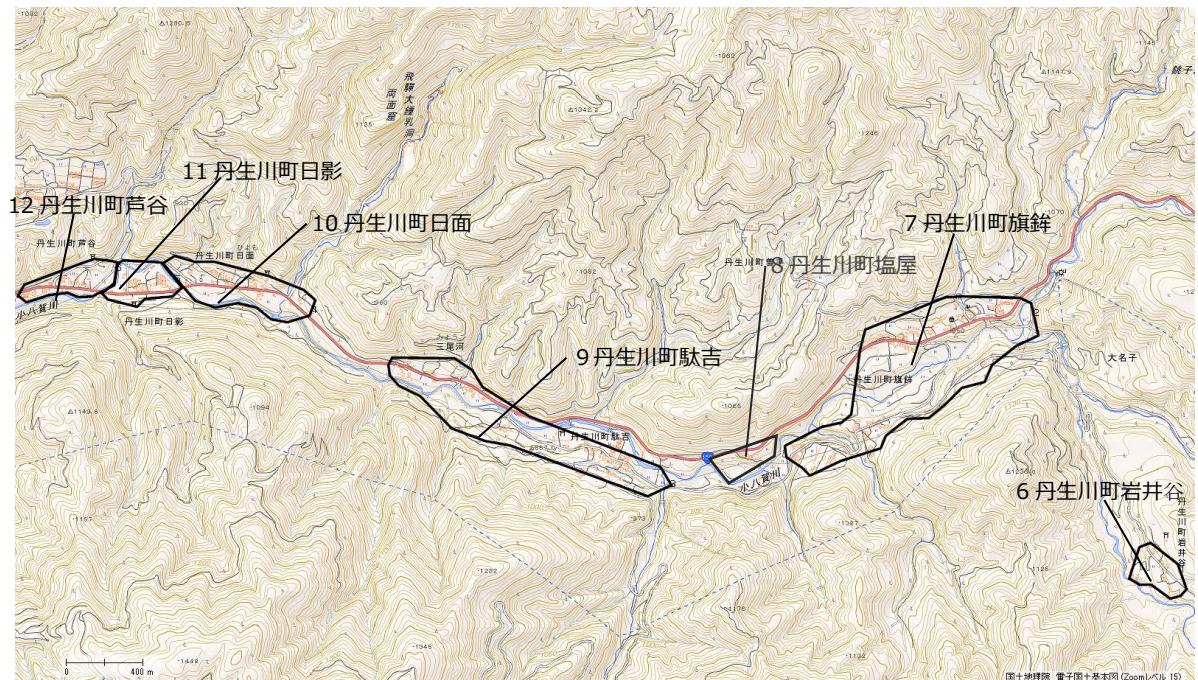


図 3-16 岐阜県高山市丹生川町の居住地域（丹生川上流側、地区名の番号は表 3-5 の番号に対応）

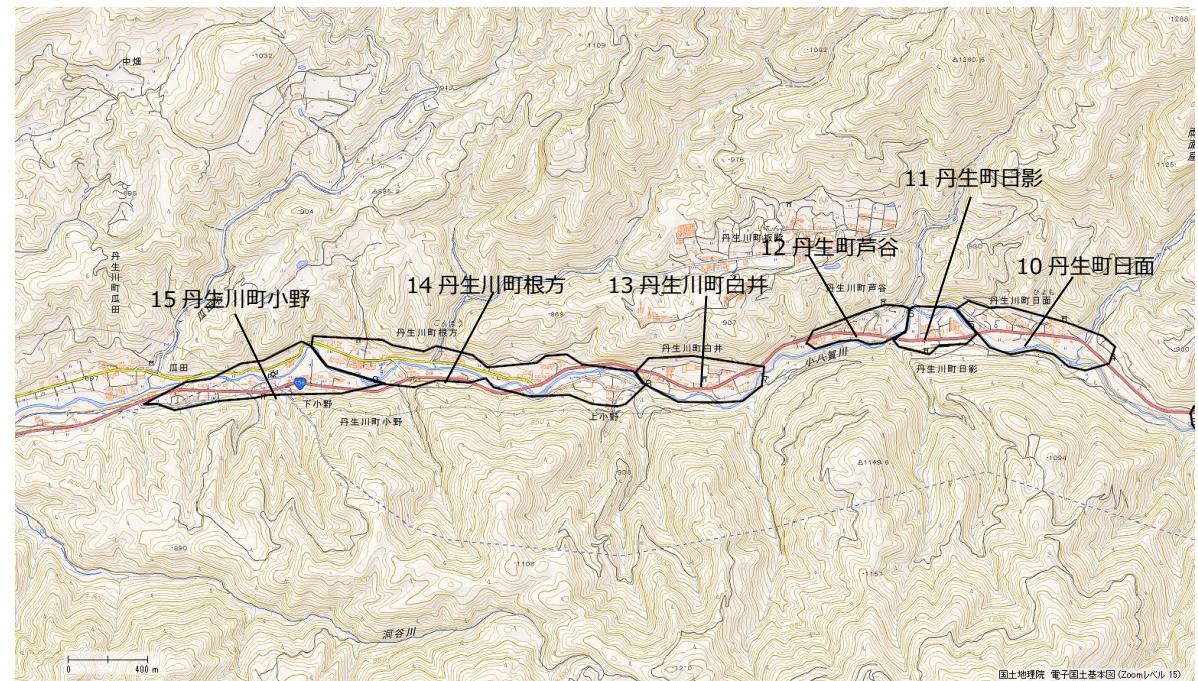


図 3-17 岐阜県高山市丹生川町の居住地域（丹生川下流側、地区名の番号は表 3-5 の番号に対応）



図 3-18 岐阜県高山市高根町の居住地域（飛騨川上流側、地区名の番号は表 3-5 の番号に対応）



図 3-19 岐阜県高山市高根町の居住地域（飛騨川下流側、地区名の番号は表 3-5 の番号に対応）

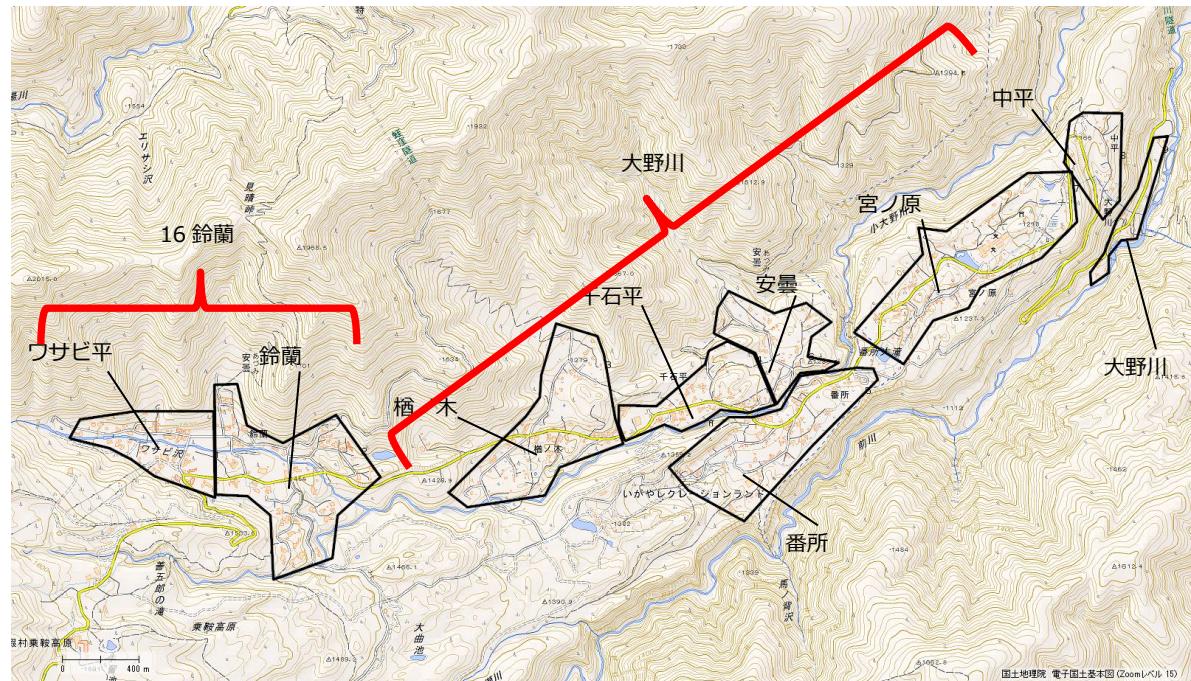


図 3-20 長野県松本市安曇の居住地域（地区名の番号は表 3-6 の番号に対応）

【「高齢者等避難」の発令】（状況に応じて対象地域を判断）

(高山市)

- ・高根町野麦

高山市高根町日和田方面へ避難する。ただし、緊急時は松本市方面へ避難する。

- ・高根町（阿多野郷、黍生、上ヶ洞、池ヶ洞）

- ・丹生川町（岩井谷、旗鉢、塩屋、駄吉、日面、日影、芦谷、白井、小野、根方）

積雪期の融雪型火山泥流発生時及び発生の可能性がある場合のみ避難が必要。

(松本市)

- ・大野川区鈴蘭

本計画で想定する対象現象の影響範囲外であるが、火碎流の影響範囲の下流側に近接する地域であり留意が必要。

【施設の閉鎖】

(岐阜県)

- ・上記地区にあるキャンプ場、宿泊施設、その他公共施設等は状況に応じて施設を閉鎖する。

(長野県)

- ・休暇村乗鞍高原

【道路の通行規制】（状況に応じて対象区間を判断）

(岐阜県)

- ・国道 158 号（一部区間）・国道 361 号（一部区間）

（融雪型火山泥流による道路の被災を抑えるため、可能な減災対策を検討する。）

- ・県道 5 号乗鞍公園線（乗鞍スカイライン）

- ・県道 39 号奈川野麦高根線（一部区間）

（岐阜県区間は想定する影響範囲内に入るため、長野県松本建設事務所が県境の封鎖を対応する。）

- ・県道 459 号白井北方線（一部区間）

(長野県)

- ・県道 84 号乗鞍岳線（乗鞍工コーライン（一部区間））

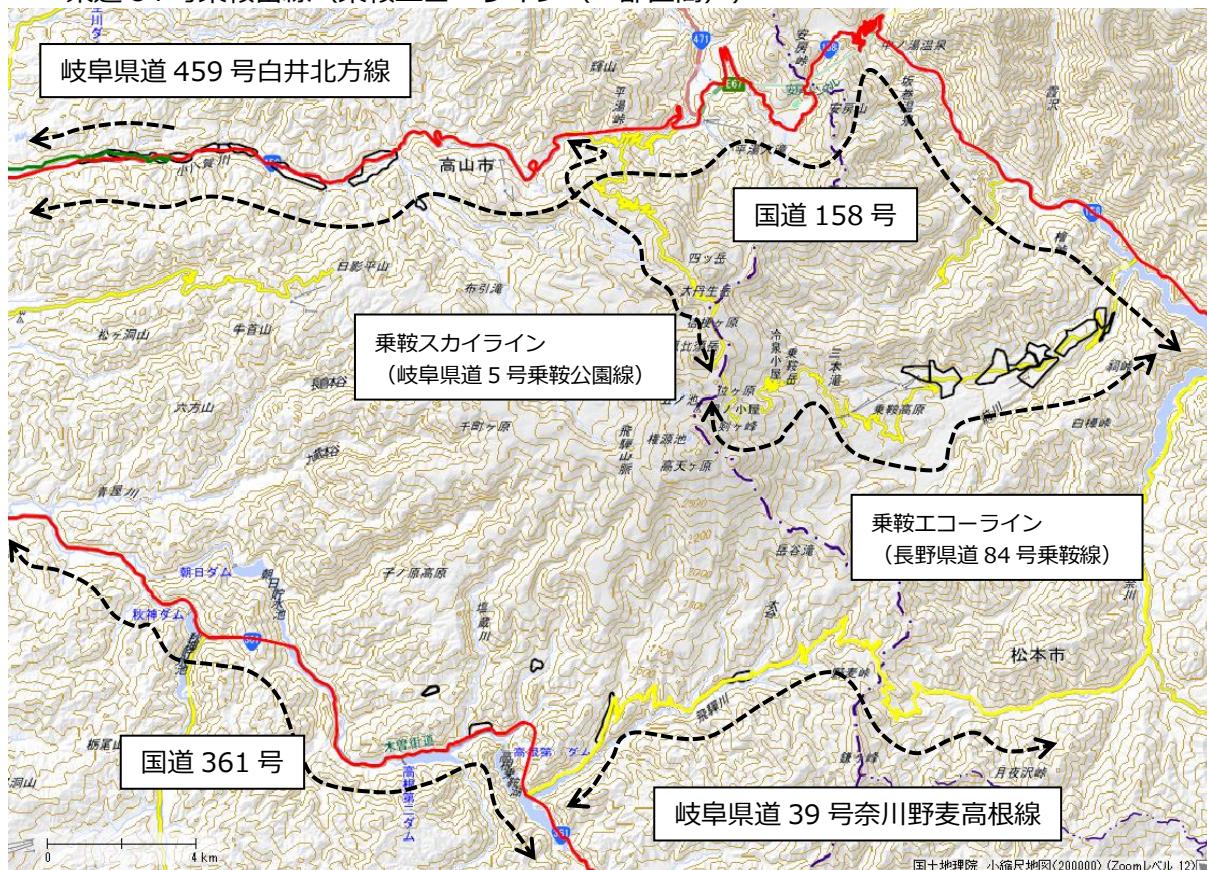


図 3-21 通行規制を行う道路

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、両県両市は下記表3-4の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、高山市は、避難対象地域に高齢者等避難を発令するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、避難誘導にあたる。松本市は噴火の規模に応じて必要な場合は大野川区鈴蘭の住民等に対して、高齢者等避難を発令するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、避難誘導にあたる。なお、火山の活動状況に応じて、協議会での協議や助言を踏まえ、高齢者等避難を発表する地域を決定する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定めた防災体制（警戒体制など）をとり、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、協議会における協議を踏まえ、担当する防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表3-4 噴火警戒レベル4における協議会構成機関の体制

岐阜県	災害対策本部設置
長野県	災害対策本部設置
高山市	火山災害対策本部設置
松本市	災害対策本部設置

イ 情報収集・伝達

(ア) 岐阜県・長野県

両県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、ホームページ、防災ヘリ、ソーシャルネットワークサービスにより噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。また、市町村や警察、その他機関が収集した情報を集約し、協議会の構成機関で共有する。

また、協議会の構成機関間で、住民等の避難の実施状況、住民等への周知等の対応状況を把握し情報共有する。また、必要に応じて、関係機関と合同で、住民、避難促進施設等に対する合同説明会の開催に協力する。

(イ) 高山市・松本市

両市は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、高山市は住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や高齢者等避難の発表について周知する。松本市は噴火の規模に応じて必要な場合は大野川区鈴蘭の住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や高齢者等避難の発表について周知する。住民等に高齢者等避難等を確実に伝えるために、防災行政無線や広報車、

緊急速報メール等のメール配信サービス、テレビ、ラジオ、ソーシャルネットワークサービスによる情報伝達等、様々な手段を活用する。また、必要に応じて、住民、避難促進施設等に対する合同説明会を開催する。

火口周辺施設等は、両市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や高齢者等避難の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、両市に報告する。

住民等への周知については、両市として以下の内容を周知する。

＜住民向けの防災行政無線等による周知内容＞

こちらは、（高山・松本）市です。

本日午前（午後）○時○分に噴火警報（居住地域）が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、○○地区に対して、高齢者等避難を発令します。

お年寄りの方等は、直ちに○○公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

（以上繰り返し）

＜緊急時におけるメールの内容＞

こちらは、（高山・松本）市です。

○年○月○日午前（午後）○時○分に噴火警報（居住地域）が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、○○地区に対して、高齢者等避難を発令します。

お年寄りの方等は、直ちに○○公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 通行規制等

岐阜県高山土木事務所及び長野県松本建設事務所（道路管理者）は、あらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。なお、警察官が先着している場合、道路管理者の通行規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

工 避難所の開設等

両市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。さらに今後の避難指示の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

両県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、両市を支援する。また、両市が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

両市の噴火警戒レベル4における避難対象地域及び開設する避難所は表3-5、3-6のとおり。

表 3-5 噴火警戒レベル4・5の避難対象地域及び開設する避難所（高山市）

地区番号	避難対象地域	避難対象となる噴火警戒レベル	対象現象	世帯数 (世帯) H30.12.31 現在	人口 (人) H30.12.31 現在	避難場所 避難所		福祉避難所		避難方向	避難ルート
						避難所名	避難手段	福祉避難所名	避難手段		
1	高根町 のむぎ 野麦	5	火碎流	16	21	寄合渡体育馆	車両	高山市と協定を結んでいる福祉避難所	車両	A	県道39号
		要配慮者4				飛騨高山御嶽トレーニングセンター	車両			B	国道361号
2	高根町 あだのこう 阿多野郷	5	火碎流 融雪型火山泥流	16	27	猪之鼻公民館	車両	高山市と協定を結んでいる福祉避難所	車両	B	県道39号 → 国道361号
		要配慮者4								B	市道 → 国道361号
3	高根町 きひゅう 黍生	5	溶岩流 火碎流	14	31	中洞公民館	車両	高山市と協定を結んでいる福祉避難所	車両	B	市道 → 国道361号
		要配慮者4								B	国道361号
4	高根町 かみがほら 上ヶ洞	5	火碎流	24	47	中之宿公民館	車両	高山市と協定を結んでいる福祉避難所	車両	B	国道361号
		要配慮者4								B	国道361号
5	高根町 いけがほら 池ヶ洞	5	火碎流 による孤立	9	11	中洞公民館	車両	高山市と協定を結んでいる福祉避難所	車両	B	国道361号
		要配慮者4								C	国道158号
6	丹生川町 いわいだに 岩井谷	5	融雪型火山泥流	16	36	旗鉢集会所	徒歩・車両	高山市と協定を結んでいる福祉避難所	徒歩・車両	B	国道158号
		要配慮者4								B	国道158号

7	丹生川 町 はたまご 旗鉾	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	20	69	旗鉾 集会 所	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
8	丹生川 町 しおや 塩屋	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	2	3	駄吉 多目 的集 会所	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
9	丹生川 町 たよし 駄吉	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	16	50	駄吉 多目 的集 会所	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
10	丹生川 町 ひよも 日面	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	32	90	日面 公民 館	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
11	丹生川 町 ひかけ 日影	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	10	38	旧・ 丹生 川東 小学 校	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
12	丹生川 町 あしだに 芦谷	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	7	30	旧・ 丹生 川東 小学 校	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
13	丹生川 町 しろい 白井	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	13	35	旧・ 丹生 川東 小学 校	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
14	丹生川 町 こんばつ 根方	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	20	60	根方 コミ ユニ ティ セン ター	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号
15	丹生川 町 ここの 小野	5 要配慮 者 4	融雪 型 火山 泥流	33	122	小野 公民 館	徒步 ・ 車両		C	国道 158 号

※避難に時間的な余裕がある場合もしくは表に記載されている避難所の開設が適当でないとき、燐燐朝日館、朝日小学校、丹生川支所等、一覧に記載のない避難所を開設する場合もある。

※丹生川町（岩井谷、旗鉾、塩屋、駄吉、日面、日影、芦谷、白井、小野、根方）については、積雪期の融雪型火山泥流発生時及び発生の可能性がある場合のみ避難準備・避難が必要。

表 3-6 噴火警戒レベル4・5の避難対象地域及び開設する避難所（松本市）

地 区 番 号	避難対 象地域	避難対 象とな る噴火 警戒レ ベル	対象 現象	世帯数 (世帯) H30.12. 31 現在	人口 (人) H30.1 2.31 現 在	避難場所 避難所		福祉避難所		避難 方向	避難 ルート
						避難 所名	避難 手段	福祉 避難 所名	避難 手段		
16	大野川 区鈴蘭	5 要配慮 者 4	火碎流	65	130	乗鞍 体育 館 大野 川小 学校	徒 歩・ 車両	—	—	D	県道 乗鞍岳線

オ 要配慮者の避難誘導・住民等の避難準備

両市は、高齢者等避難を発表し、この段階で要配慮者の避難誘導を優先して行う。あらかじめ作成した個別計画を活用する等して避難支援等関係者と協力して、避難誘導を行う。また、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。住民等には、防災行政無線やメールの配信等を行い、避難準備を行うよう呼びかける。

両市は警察、消防と連携し、要配慮者の避難誘導を行う。また、避難行動要支援者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿等を活用し、施設職員や他の避難支援者等関係者とも協力してあたる。

カ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

両市は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、公共交通機関にバス等の臨時便を要請し、観光客等の移動手段を確保する。

キ 不特定多数の者が利用する施設等による避難誘導

不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設は、事前に定めている避難マニュアル等を活用する等して、両市の高齢者等避難の発表等に従い、避難誘導を実施する。

両市は、避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。

両県は、避難促進施設の避難に際して、両市から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

ク 居住地域における避難経路

(ア) 松本市(大野川区 鈴蘭)

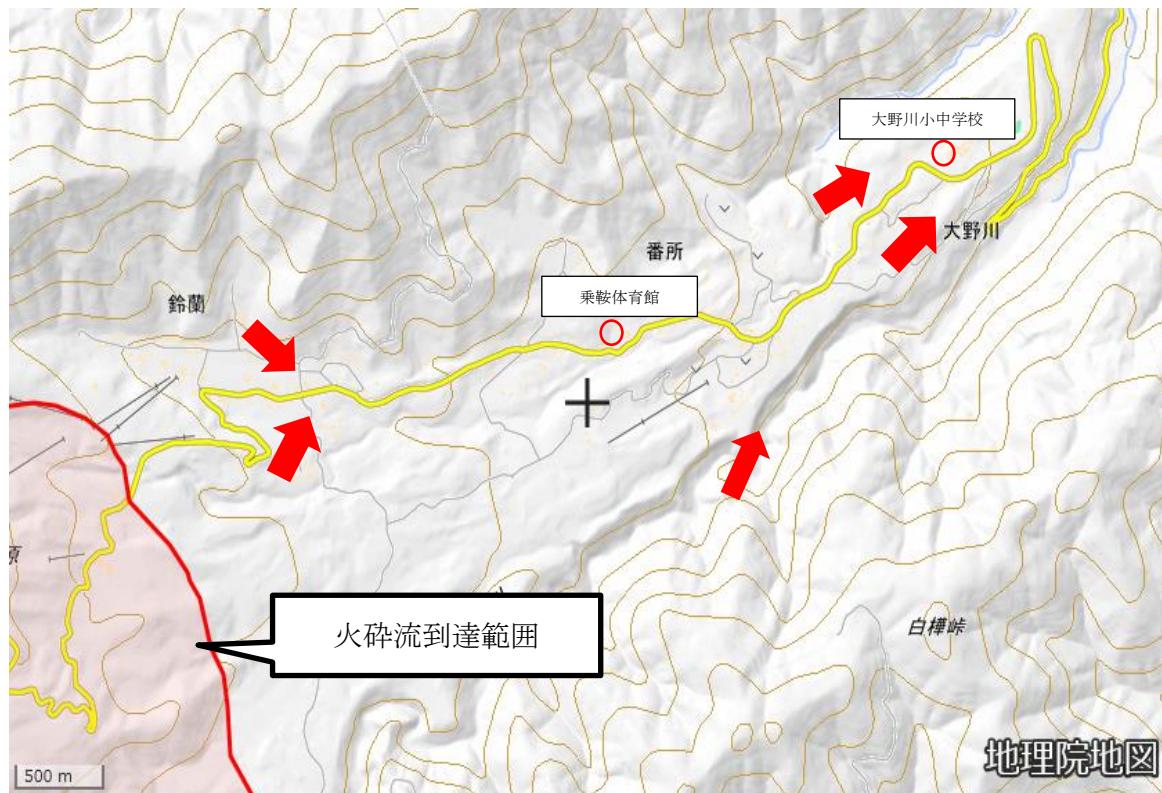


図 3-22

(イ) 高山市(高根町 阿多野郷、黍生、上ヶ洞、池ヶ洞)

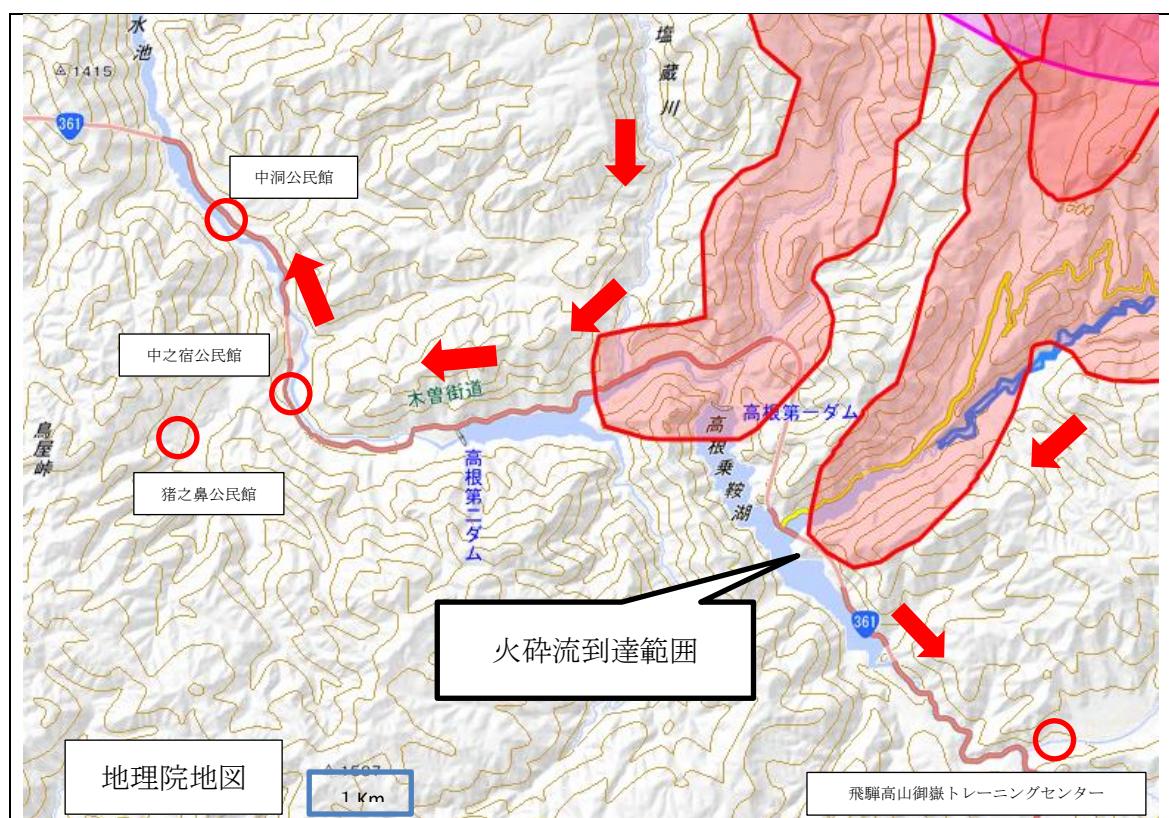


図 3-23

(ウ) 高山市（高根町 野麦）

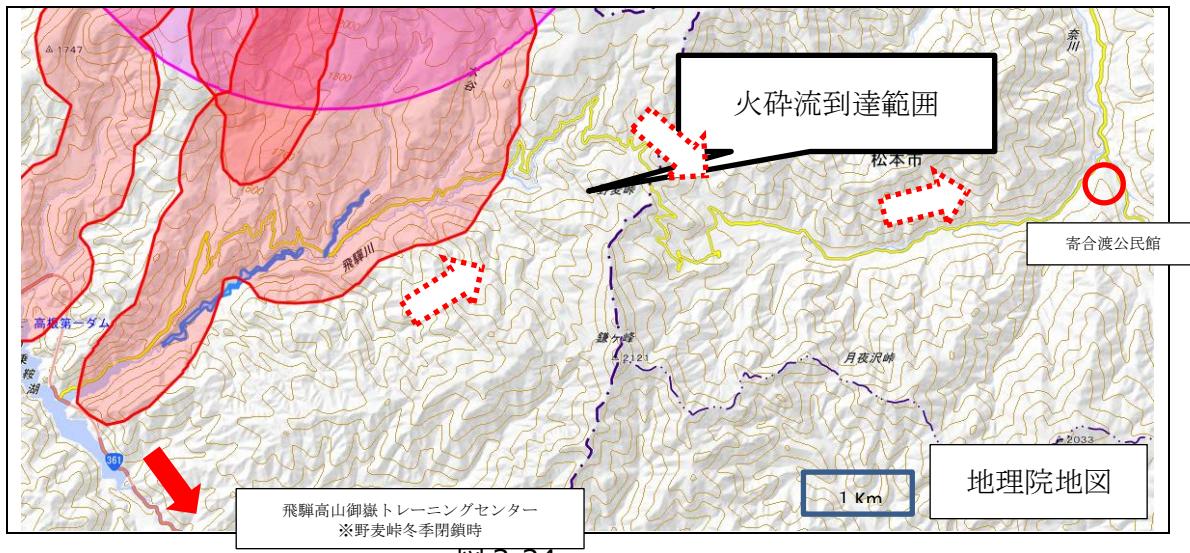


図 3-24

(工) 高山市（丹生川町 岩井谷、旗鉾）【積雪期のみ】

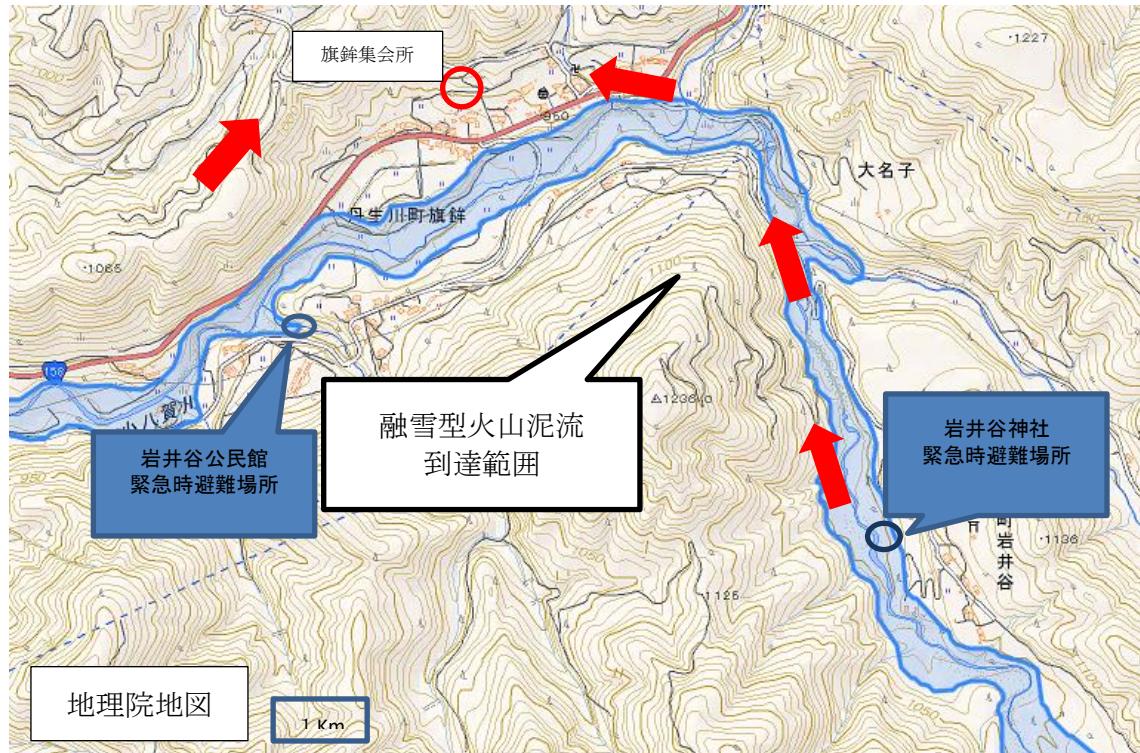


図 3-25

(オ) 高山市(丹生川町 駄吉、塩屋、日面、日影) 【積雪期のみ】

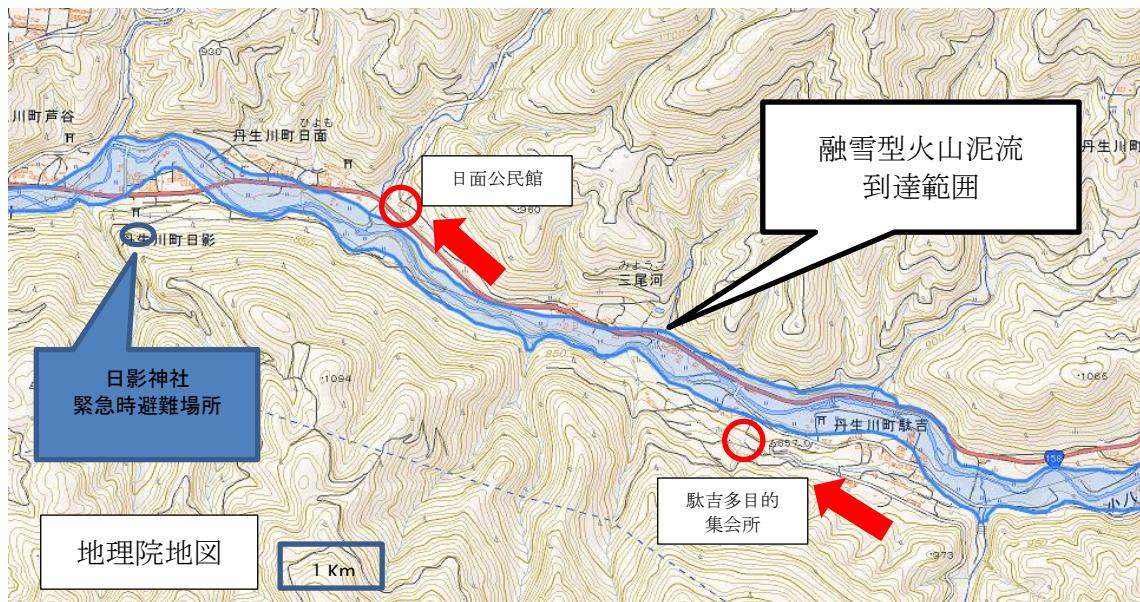


図 3-26

(カ) 高山市(丹生川町 芦谷、白井、根方、小野) 【積雪期のみ】

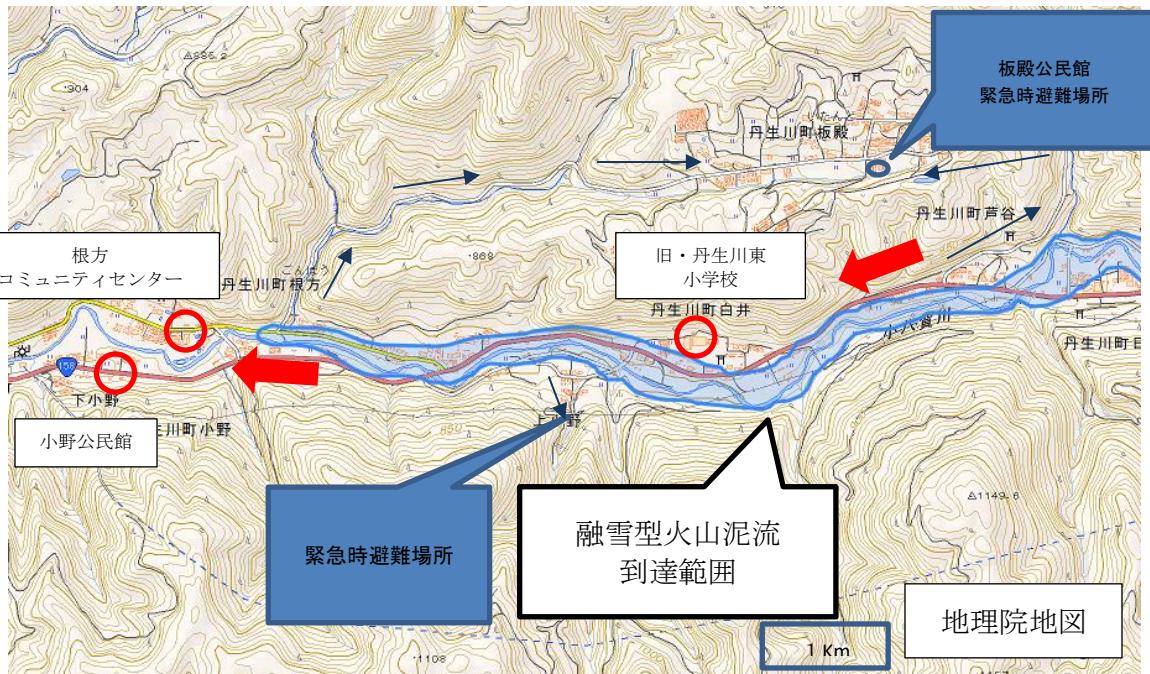


図 3-27

(5) 噴火警戒レベル5の場合

【火山活動の状況】

- ・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
- ・火碎流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達、またはそのような噴火の発生が切迫している。

【警戒が必要な範囲と防災対応】

- ・火山活動の状況、積雪の状況に応じて、噴火警報で発表される「警戒が必要な範囲」に基づき、避難が必要な居住地域からの避難等（「避難指示」の発令）。
- ・必要な道路の通行規制等。

【留意事項】

- ・高山市丹生川町（岩井谷、旗鉢、塩屋、駄吉、日面、日影、芦谷、白井、小野、根方）については、火碎流の影響は受けないが、融雪型火山泥流（積雪期のみ発生）に留意が必要。

【居住地域の位置】

（4）噴火警戒レベル4の場合と同じ

【「避難指示」の発令】（状況に応じて対象地域を判断）

（高山市）

・高根町野麦

　高山市高根町日和田方面へ避難する。ただし、緊急時は松本市方面へ避難する。

・高根町（阿多野郷、黍生、上ヶ洞、池ヶ洞）

・丹生川町（岩井谷、旗鉢、塩屋、駄吉、日面、日影、芦谷、白井、小野、根方）

　積雪期の融雪型火山泥流発生時及び発生の可能性がある場合のみ避難が必要。

（松本市）

・大野川区鈴蘭

　本計画で想定する対象現象の影響範囲外であるが、火碎流の影響範囲の下流側に近接する地域であり留意が必要。

【施設の閉鎖】

（岐阜県）

- ・上記地区にあるキャンプ場、宿泊施設、その他公共施設等は状況に応じて施設を閉鎖する。

（長野県）

・休暇村乗鞍高原

【道路の通行規制】（状況に応じて対象区間を判断）

（岐阜県）

・国道 158 号（一部区間）

　（融雪型火山泥流による道路の被災を抑えるため、可能な減災対策を検討する。）

・国道 361 号（一部区間）

・県道 5 号乗鞍公園線（乗鞍スカイライン）

・県道 39 号奈川野麦高根線（一部区間）

　（岐阜県区間は想定する影響範囲内に入るため、長野県松本建設事務所が県境の封鎖を対応する。）

・県道 459 号白井北方線（一部区間）

（長野県）

・県道 84 号乗鞍岳線（乗鞍エコーライン（一部区間））

※通行規制を行う道路については噴火警戒レベル4の図 3-21 を参照

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、両県両市は、下記表3-7の体制をとり、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化する。

また、高山市は、避難対象地域に避難指示を発令するとともに、避難誘導にあたる。松本市は噴火の規模に応じて必要な場合は大野川区鈴蘭の住民等に対して、避難対象地域に避難指示を発令するとともに、避難誘導にあたる。なお、火山の活動状況に応じて、協議会での協議や助言を踏まえ、避難対象地域を決定する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制をとり、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化する。

また、本計画の想定を越える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大や広域避難などについて検討する。

表3-7 噴火警戒レベル5における協議会構成機関の体制

岐阜県	災害対策本部設置
長野県	災害対策本部設置
高山市	火山災害対策本部設置
松本市	災害対策本部設置

イ 情報収集・伝達

(ア) 岐阜県・長野県

両県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、ホームページ、防災ヘリ、ソーシャルネットワークサービスにより噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。また、両市や警察、その他機関が収集した情報を集約し、協議会の構成機関で共有する。

また、協議会の構成機関間で、住民等の避難の実施状況などを収集し共有するとともに、両市が説明会等を開催する場合は、連携し対応にあたる。また、必要に応じて、住民、避難促進施設等への合同説明会の開催に協力する。

(イ) 高山市・松本市

両市は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に伝達し、情報共有を図る。高山市は、住民等へ噴火警戒レベル5への引上げについて周知するとともに、避難対象地域に直ちに避難指示を発令する。避難指示を確実に伝えるため、防災行政無線や広報車、メール、テレビ、ラジオによる情報伝達等、様々な手段を活用する。松本市は噴火の規模に応じて必要な場合は大野川区鈴蘭の住民等に対して、噴火警戒レベル5への引上げについて周知するとともに、避難対象地域に直ちに避難指示を発令する。避難指示を確実に伝えるため、防災行政無線や広報車、メール、テレビ、ラジオによる情報伝達等、様々な手段を活用する。

避難対象地域に位置する避難促進施設は、高山市から噴火警戒レベル5への引上げや避難指示の連絡を受けた場合、施設利用者的人数等の把握につとめ、両市に報告するとともに、施設利用者等に噴火警戒レベル5の発表や避難指示の発令について周知する。

住民等への周知については、両市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、（高山・松本）市です。

本日午前（午後）○時○分に噴火警報（居住地域）が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。

これより、○○地区において、避難指示を発令します。

住民の皆様は、直ちに避難してください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

詳しい情報が入り次第、隨時お知らせします。

（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容>

こちらは、（高山・松本）市です。

○年○月○日午前（午後）○時○分に噴火警報（居住地域）が乗鞍岳に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。

これより、○○地区において、避難指示を発令します。

住民の皆様は、直ちに避難してください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

詳しい情報が入り次第、隨時お知らせします。

ウ 通行規制等

岐阜県高山土木事務所及び長野県松本建設事務所（道路管理者）は、あらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。なお、警察官が先着している場合、道路管理者の通行規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

エ 避難所の開設等

両市は、住民等の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を速やかに行う。避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

開設する避難所は3.3.1(4)の表3-5及び表3-6（噴火警戒レベル4の場合）を参照。

岐阜県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において高山市を支援する。

また、高山市が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

オ 住民等の避難誘導

両市は、避難対象地域（地区単位）に対して避難指示を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を手配する。避難指示を発令する避難対象地域については、3.3.1（4）の表3-5及び表3-6（噴火警戒レベル4の場合）を参照。

両市は、警察、消防等と連携し、住民の避難誘導にあたる。

両市長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、両県知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。装甲車等の自走については、事前に災害対策本部から各道路管理者へ通報し、許可を得るものとする。

カ 不特定多数の者が利用する施設等による避難誘導

不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示等が発令されたことを周知する。また、両市の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

両市は、施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

両県は、避難促進施設の避難に際して、両市から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

キ 居住地域における避難経路

3.3.1（4）噴火警戒レベル4の場合を参照。

3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）

ア 協議会の構成機関の体制

両市は、避難の呼びかけと迅速な情報把握を行い、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

両県は、迅速な情報把握を行い、噴火の発生位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、迅速な情報把握を行い、県・市連携し、防災対応にあたる。

表3-8 突発的に噴火した場合の協議会構成機関の体制

岐阜県	噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行
長野県	噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行
高山市	噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行
松本市	噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行

イ 情報収集・伝達

(ア) 岐阜県・長野県

両県は、ホームページ、防災ヘリ、ソーシャルネットワークサービスを活用し、両市が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

(イ) 高山市・松本市

両市は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に伝達するため、防災行政無線や広報車、メール、テレビ、ラジオ、ソーシャルネットワークサービスなどによる情報伝達等、様々な手段を活用する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。なお、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

住民等への周知については、両市として以下の内容を周知する。

〈住民向けの防災行政無線等による周知内容〉

こちらは、（高山・松本）市です。

本日午前（午後）○時○分に乗鞍岳で噴火が発生しました。

噴火の状況については○○です。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

(以上繰り返し)

<緊急時におけるメールの内容>

こちらは、(高山・松本)市です。

○年○月○日午前(午後)○時○分に乗鞍岳で噴火が発生しました。

山頂(又は畠平駐車場)近くにいる登山者・観光客の皆様は、至急、最寄りの各施設の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。なお、噴火が小康状態になったら、(バスまたは)徒步で乗鞍スカイラインを経由し夫婦松駐車場まで避難してください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

(ウ) 警察、消防、自衛隊

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、両県・両市等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

(エ) 関係施設

火口近くに位置する頂上小屋、肩の小屋、位ヶ原山荘、冷泉小屋は、施設利用者や周辺登山者に退避を呼びかける。また、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、松本市に報告する。

畠平周辺の施設で構成する自主防災組織は、施設利用者や周辺登山者に退避を呼びかける。また、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、高山市丹生川支所に報告する。

ウ 通行規制等

岐阜県高山土木事務所及び長野県松本建設事務所(道路管理者)は、あらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。なお、警察官が先着している場合、道路管理者の通行規制が完了するまでの間、応急的に交通規制を行う。

エ 入山規制等

火口周辺規制や入山規制の実施については、噴火警戒レベル2又は3の対応を参照。

オ 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

両市は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、火口周辺施設等とも連携し、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒步等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、濃飛乗合自動車(株)及びアルピコ交通(株)にバス等の臨時便を要請する等してその確保に努める。

協議会の構成機関は、両市が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

両市は、警察、消防、自衛隊、道路管理者と連携し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行

って、登山者等の緊急待避後の避難誘導にあたる。観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

カ 避難所の開設等

突発的に噴火した場合には、徒歩等、もしくは公共交通事業者のバス等により避難してきた登山者等を一時的に収容するため、両市は速やかに避難所等を開設し、登山者等の受け入れを行う体制を構築する。

避難所等の場所は、公共交通事業者のバスターミナル周辺に開設を検討する。

キ 火口周辺施設による避難誘導

火口周辺施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るために、施設内等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。火山活動の状況等に応じて、両市との協議により、両市と連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、警戒範囲に位置する火口周辺施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、両市に報告する。

両市は、火山活動の状況等を踏まえ、火口周辺施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

(2) 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル1→4又は5）

ア 協議会の構成機関の体制

噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、避難誘導等を行う。また、噴火が発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

表3-9 協議会構成機関の体制

岐阜県	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
長野県	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
高山市	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
松本市	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）

イ 情報収集・伝達

（ア）岐阜県・長野県

両県は、ホームページ、防災ヘリ、ソーシャルネットワークサービスを活用し、両市が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

(イ) 高山市・松本市

両市は、避難対象地域に対して、避難指示を発令するとともに、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所までの避難」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知するため、防災行政無線や広報車、メール、テレビ、ラジオ、ソーシャルネットワークサービスなどによる情報伝達等、様々な手段を活用する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口周辺施設は、噴火を認知した場合、両市に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、両市に報告する。

住民等への周知については、両市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、(高山・松本)市です。

〇年〇月〇日午前(午後)〇時〇分に乗鞍岳で噴火が発生しました。

〇〇地区の住民等は、至急、避難所まで避難してください。なお、避難の際は、市、警察、消防等の指示に従ってください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

(以上繰り返し)

<緊急時におけるメールの内容>

こちらは、(高山・松本)市です。

〇年〇月〇日午前(午後)〇時〇分に乗鞍岳で噴火が発生しました。

住民等は、至急、避難所まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

(ウ) その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、都道府県・市町村等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

ウ 通行規制等

3.3.1 (5) ウの噴火警戒レベル5の場合を参照。

エ 住民等の緊急退避とその後の避難誘導

(ア) 高山市・松本市

両市は、避難が間に合わない住民等に対して、緊急退避を呼びかける。また、住民等の緊急退避後、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒步や自家

用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、濃飛乗合自動車(株)及びアルピコ交通(株)にバス等の臨時便を要請する等して確保に努める。

(イ) その他機関

協議会では、住民等の緊急退避後の避難誘導の実施時期について協議する。また、協議会の構成機関は、市町村等が行う住民等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、両市、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、住民等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

オ 避難所の開設等

避難所等の開設については、噴火警戒レベル5の対応を参照する。

カ 火口周辺施設による避難誘導

火口周辺施設は、火山現象から利用者等を守るため、両市との協議により、避難所等まで避難誘導を行う。また、火口周辺施設は、施設利用者等の避難者数や負傷者の有無などの状況を両市に報告する。

キ 居住地域における避難経路

3.3.1 (4) 噴火警戒レベル4の場合を参照。

3.3 広域避難

(1) 広域避難の判断・実施

高山市は、火山現象の影響範囲によって、同市内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難の体制に基づいて避難を実施する。（表3-10）その際、合同会議等（協議体制を定める）で、情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。また、松本市と連絡をとり、高根町野麦地区の避難者の受け入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域避難を行うことを周知する。

両県両市、警察等は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施する。また、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

高山市は、高根町野麦地区の広域避難の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、保有する避難手段などの情報とともに、両県等と共有する。また、両県等が確保できる輸送手段とも併せて、避難対象地域（地区単位）に割り当てる。

国、両県（合同会議等）は、高山市から収集した避難者数等の情報をもとに、災害時応援協定などを活用して、輸送機関に要請し、バス等の輸送手段を調達・確保する。また、必要に応じて、警察、消防、自衛隊に対して、支援を要請する。

警察、消防、自衛隊は、避難計画に基づき、また、国、県からの要請を踏まえ、避難者の輸送を支援する。

表3-10 広域避難が必要な避難対象地域と広域避難先等

避難元自治体	避難対象地区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難ルート	避難手段	避難先自治体
高山市	高根町野麦	16	21	県道39号線	車	松本市

※人口、世帯数は平成29年12月31日現在

（3）避難先の受入準備

両県は、松本市等と避難者受入れの確認とともに、避難所等の割り当てなどの調整を行う。

高山市は、広域避難の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、警察、消防、両県や避難先市町村と共有する。割り当てられた避難所等の情報をもとに、避難対象地域（地区単位）ごとに避難所等を割り当てる。また、避難所等の開設・運営（人員派遣や物資供給等）について、避難先市町村と協議する。

両県は、広域避難に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

3.4 救助活動

（1）救助活動の体制

ア 現地災害対策本部等の設置

両県、両市、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、現地災害対策本部等を設置するなど体制を整える。

イ 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、山岳ガイド等に技術的な支援を求める。

ウ 活動基準の設定

両市、警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を表3-11を参考に、両県の災害対策本部等による協議により設定する。噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現地災害対策本部等から災害対策本部等に速やかに報告する。気象庁、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の

見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

表3－11 天候や火山の状態による活動基準

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁等が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがないことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素(H ₂ S) :10ppm、二酸化硫黄(SO ₂) :2ppm

(参考) 御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書

工 救助活動の範囲

両県、両市、警察、消防、自衛隊は、気象庁、地方整備局等から、監視・観測データから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲についての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

両県、両市、警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

両県、両市、警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

(2) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

両県、両市、警察等は、避難所等で作成された避難者名簿等により、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 捜索・救助活動

両県、両市、警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

(3) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

両県、両市、警察等は、登山届等と火口周辺施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 捜索・救助活動

両県、両市、警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

(4) 医療活動

両県、両市は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。使用が想定される医療機関は医療機関一覧参照。また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣について要請する。

3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域

両市は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁の監視と評価に基づき、合同会議等で協議し設定する。

両県は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、両市に対して、警戒区域の設定について助言を行う。気象庁等は、両市が警戒区域を設定する際に、助言を行う。協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。両県、両市、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。

3.6 報道機関への対応

協議会の事務局である両県は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・事業者等と共有する。また、必要に応じて、気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。

両県は、合同記者会見では、火山地域全体の防災対応の状況、両市は住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等

は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

協議会の事務局である両県は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合になど、適宜協議会の構成機関に対応を依頼する。

両市は、協議会としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報をお伝えする場合に備えて、市としても報道機関対応の窓口を設置する。

4 緊急フェーズ後の対応

4.1 避難の長期化に備えた対策

両市は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。

避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

両県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、両市と協力し情報を正確に避難者に伝達する。

両県が保有する施設で、長期の避難生活に対応した避難所となりうる施設をリストアップし、市町村に提供する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。

4.2 火山活動沈静化後における地域産業への対策

協議会の構成機関は、協議会（または合同会議）として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

観光関係団体・事業者は噴火活動の沈静後、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

4.3 避難指示の解除、一時立入等の対応

(1) 避難指示解除について

両市は、避難指示の解除を判断・決定するにあたり、気象庁の監視と評価に基づき、関係機関と協議する。また、避難指示を解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し、住民等に周知する。

両県は、両市と避難指示の解除に向けて協議・調整を行う。また、市町村が行う住民等への周知活動を支援する。

気象庁、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難指示の解除について助言を行う。

両市、警察、道路管理者等は、避難指示の解除に先立ち、その区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

両市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、気象庁の監視と評価に基づき、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

両県は、両市と規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行う。また、両市が行う規制範囲の縮小・解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、市町村や両県に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、両県及び両市等はその活動を支援する。

両市、警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

(3) 一時立入について

両市は、一時立入の実施を判断・決定するにあたり、気象庁の監視と評価に基づき、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

両県は、両市と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

気象庁等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、両県、両市に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

両市、警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、両市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

5 平常時からの防災啓発と訓練

5.1 防災啓発と学校での防災教育

(1) 住民・登山者等への防災啓発

両県両市は、住民・登山者等への啓発方法について協議会で協議する。火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布や、気象庁と協力し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。また、住民・登山者等に対して、防災気象情報について自ら積極的に取得し、防災行動につなげることができるよう、メール配信サービス利用促進等に取り組む。

両県は、両市が作成する火山防災マップや火山防災パンフレットについて、助言・監修を行うとともに、配布や説明会等の支援を行う。

避難促進施設は、両市が作成した火山防災マップや火山防災パンフレットなどを活用し、登山者等への防災啓発を行う。

協議会の構成機関は、登山届等の提出について促進する。

なお、現在、両県において、様々な方法で登山計画書（登山届）を受け付けており、乗鞍岳に関する登山計画書（登山届）の提出方法等は以下のとおりである。

- ・オンラインによる届出（コンパス等）
- ・各登山口での登山計画書（登山届）専用のポストで受付
- ・長野県では長野県観光部及び松本地域振興局において、登山計画書を郵送等で受付
- ・岐阜県では危機管理政策課及び警察本部地域課等において、登山届をメール、FAX、持参又は郵送にて受付
- ・登山計画書（登山届）の提出を各種の広報媒体により登山客に周知徹底するとともに、他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時における共有体制について検討する。
- ・登山計画書（登山届）の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォンや携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を行う。

(2) 学校での防災教育

両市は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施など学校における防災教育を支援する。

5.2 防災訓練

両市は、単独もしくは協議会の構成機関と合同で、噴火時等を想定した防災訓練を行う。訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について、両市に助言をする。